

新	旧
<p>第1章 公共施設及び公益施設の整備基準</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、白岡市開発行為等指導要綱（平成28年白岡市告示第124号）（以下「要綱」という）の施行に当たり、公共施設及び公益施設の整備等及び開発行為等の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(道路施設設置基準)</p> <p>第3条 要綱第33条に規定する道路については、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 路面排水施設</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 側溝と横断暗渠(きょ)を接続する場合は、接続する両側に次の図に示す集水枦（500×<u>500</u>×500ミリメートル以上）を設置すること。</p> <p>標準構造図（集水枦）</p> <p>備考</p> <p>1 集水枦の泥留めは、100ミリメートル以上とすること。</p> <p>2 集水枦は、開閉式グレーチング蓋（標準はT-14、大型車両が通行する場合はT-25）とすること。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 歩道切下げ</p> <p>ア <u>歩道を横断して、開発区域に出入りする場合は、原則として次の表のとおりとし、土地利用計画等により開口部の拡大が必要となる場合は、担当課と別途協議すること。</u></p>	<p>第1章 公共施設及び公益施設の整備基準</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、白岡市開発行為等指導要綱（平成28年白岡市告示第124号）（以下「要綱」という）の施行に当たり、公共施設及び公益施設の整備等及び開発行為等の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(道路施設設置基準)</p> <p>第3条 要綱第33条に規定する道路については、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 路面排水施設</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 側溝と横断暗渠(きょ)を接続する場合は、接続する両側に次の図に示す集水枦（500×<u>600</u>×500ミリメートル以上）を設置すること。</p> <p>標準構造図（集水枦）</p> <p>※内空サイズを500×500×600とすることも可</p> <p>備考</p> <p>1 集水枦の泥留めは、100ミリメートル以上とすること。</p> <p>2 集水枦は、開閉式グレーチング蓋（標準はT-14、大型車両が通行する場合はT-25）とすること。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 歩道切下げ</p> <p>ア <u>歩道を横断して、開発区域に出入りする場合は、次の表のとおりとする。</u></p>

新

旧

用途	開口部の幅
自己用住宅	4.2m以内
店舗、共同住宅	6.0m以内
大規模工場、大規模店舗、大型駐車場等	8.0m以内

用途	開口部の幅	構造
自己用住宅	4.2m以内	道路側溝（ただし、状況により5.0mまで拡大可）
店舗、共同住宅	6.0m以内	暗渠、両端集水柵
大規模工場、大規模店舗、大型駐車場等	8.0m以内	暗渠、両端集水柵

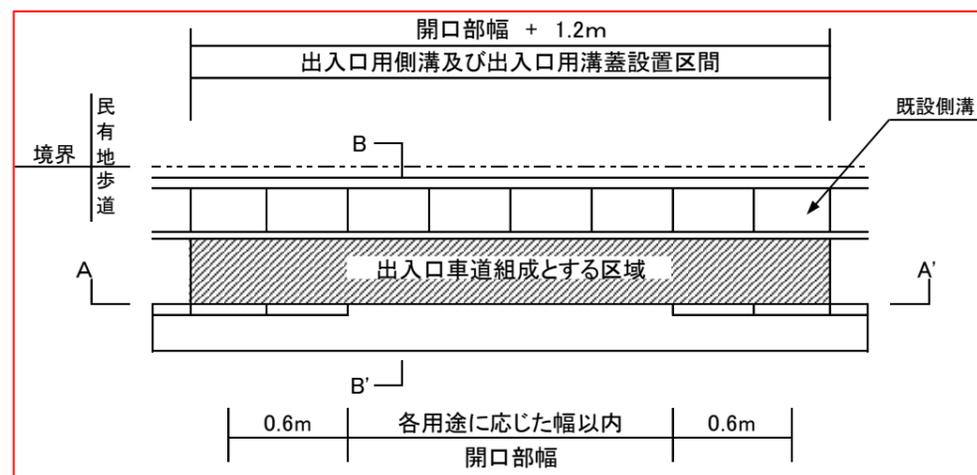
イ・ウ 略

エ 歩道切下げの構造については、次の図のとおりとする。

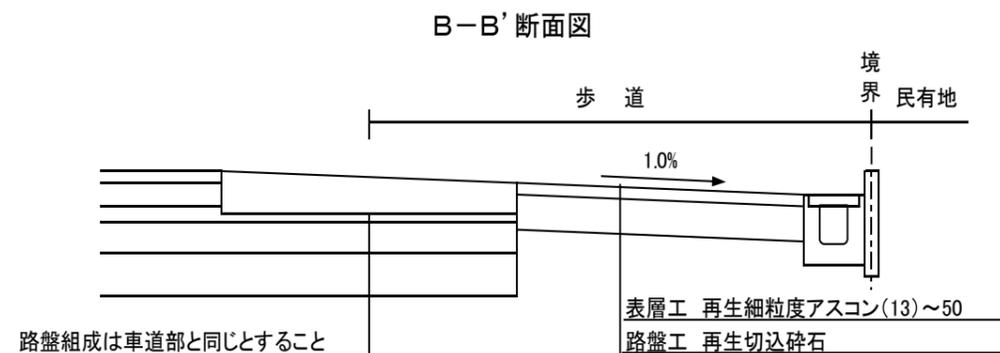
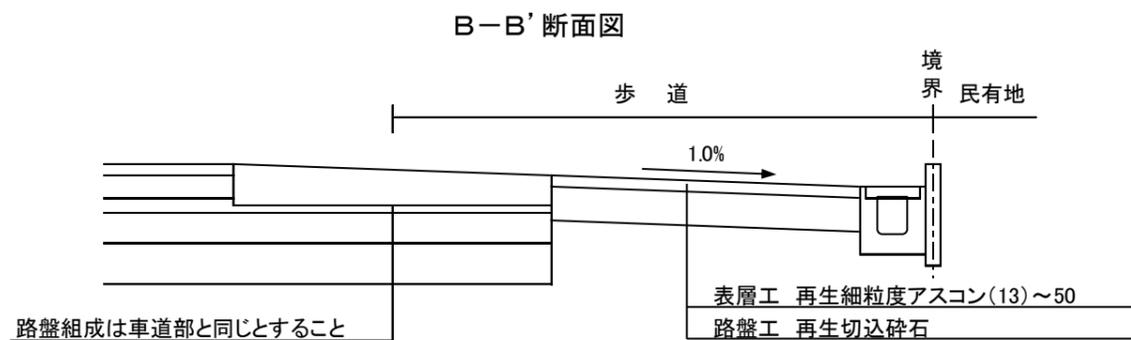
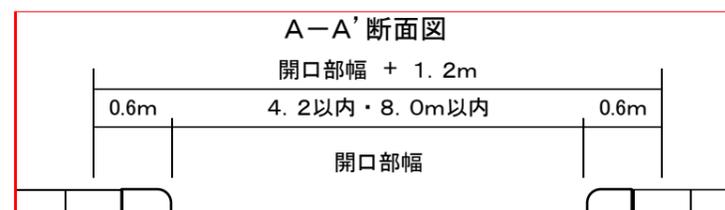
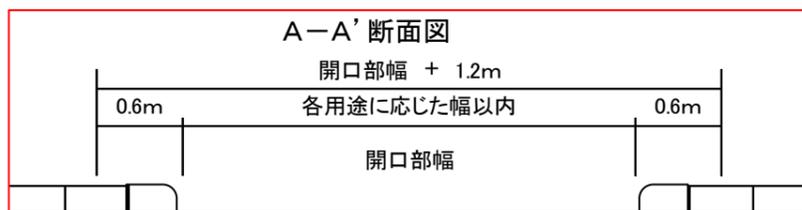
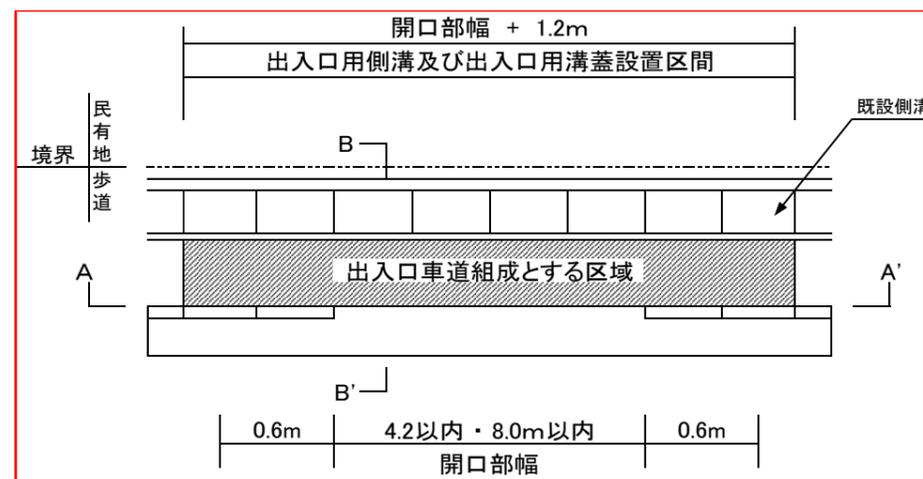
イ・ウ 略

エ 歩道切下げの構造については、次の図のとおりとする。

(ア) フラット式
標準平面図



(ア) フラット式
標準平面図



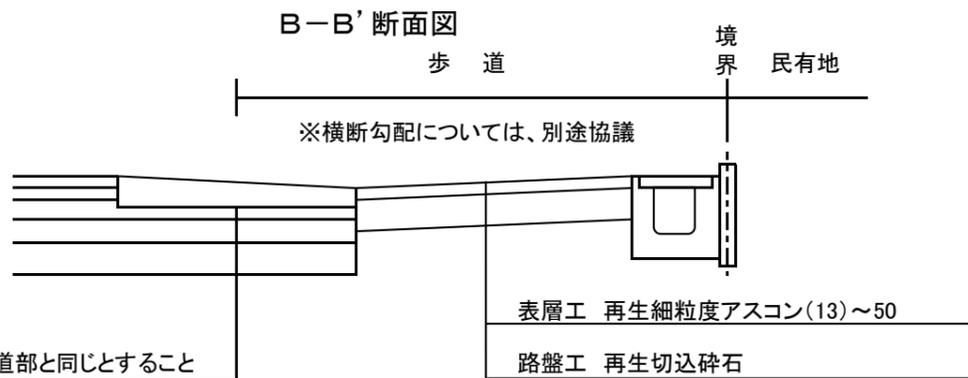
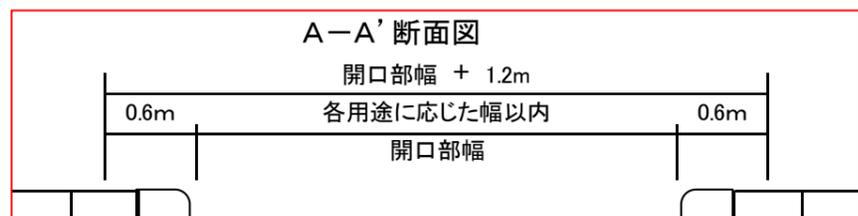
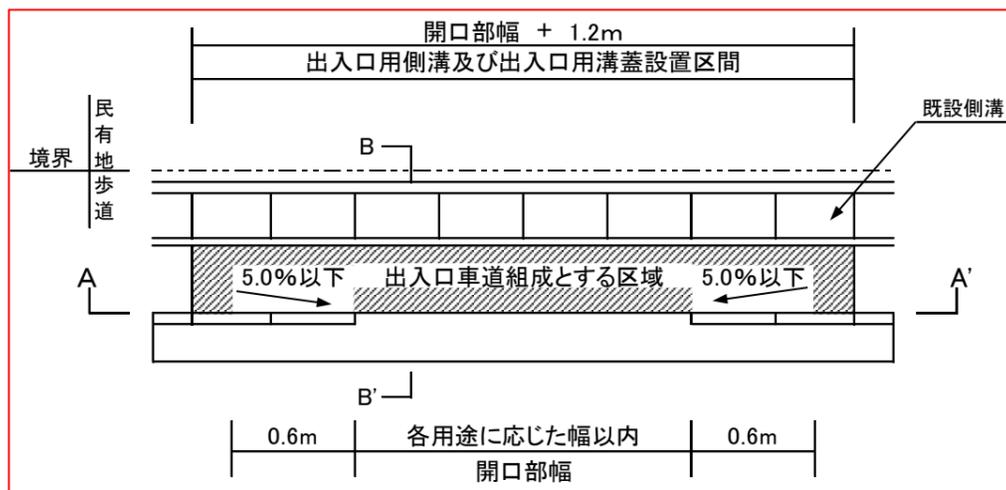
※出入口部組成は埼玉県道路設計の手引きに、勾配は交通バリアフリー法に準ずる。

※出入口部組成は埼玉県道路設計の手引きに、勾配は交通バリアフリー法に準ずる。

新

旧

(イ) マウントアップ式
標準平面図

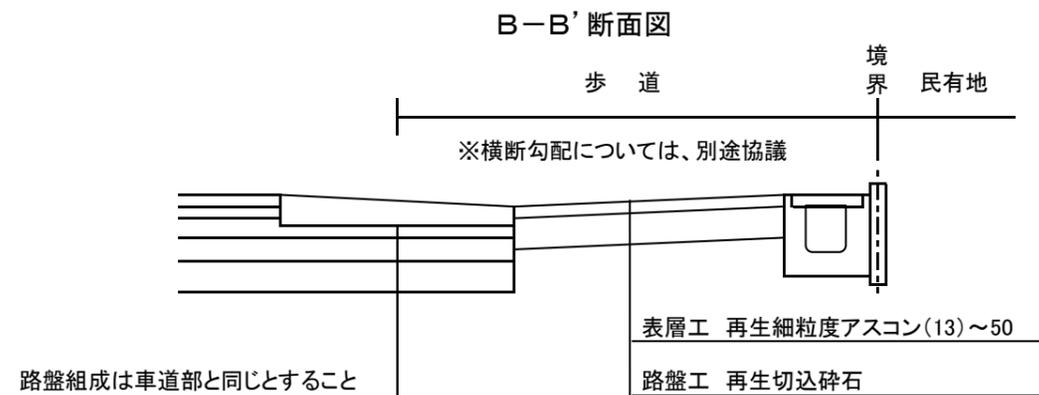
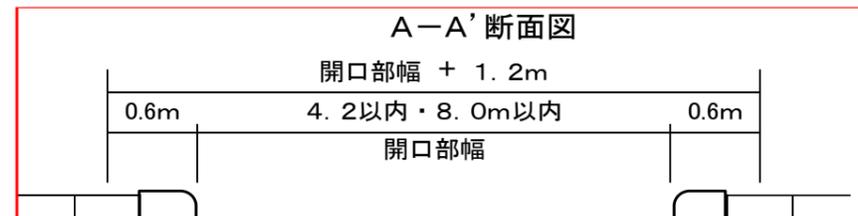
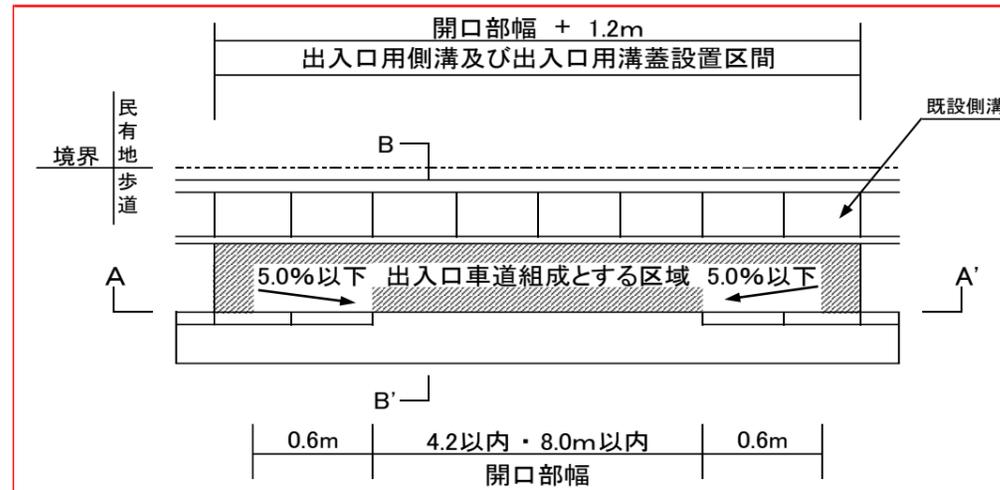


※出入口部組成は埼玉県道路設計の手引きに、勾配は交通バリアフリー法に準ずる。

オ～キ 略

(9) 接続先道路への接続
ア 略

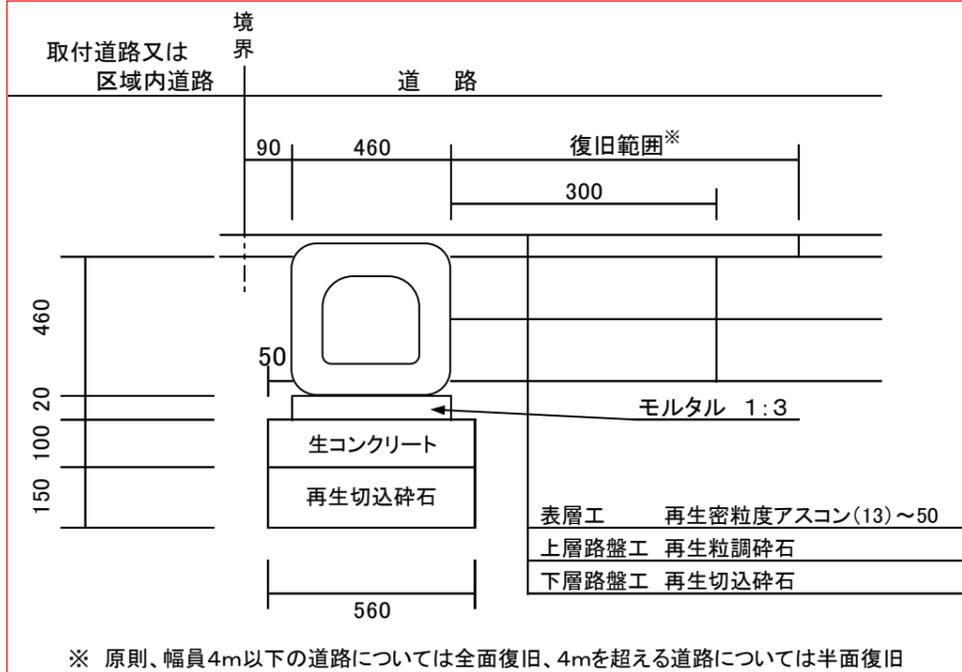
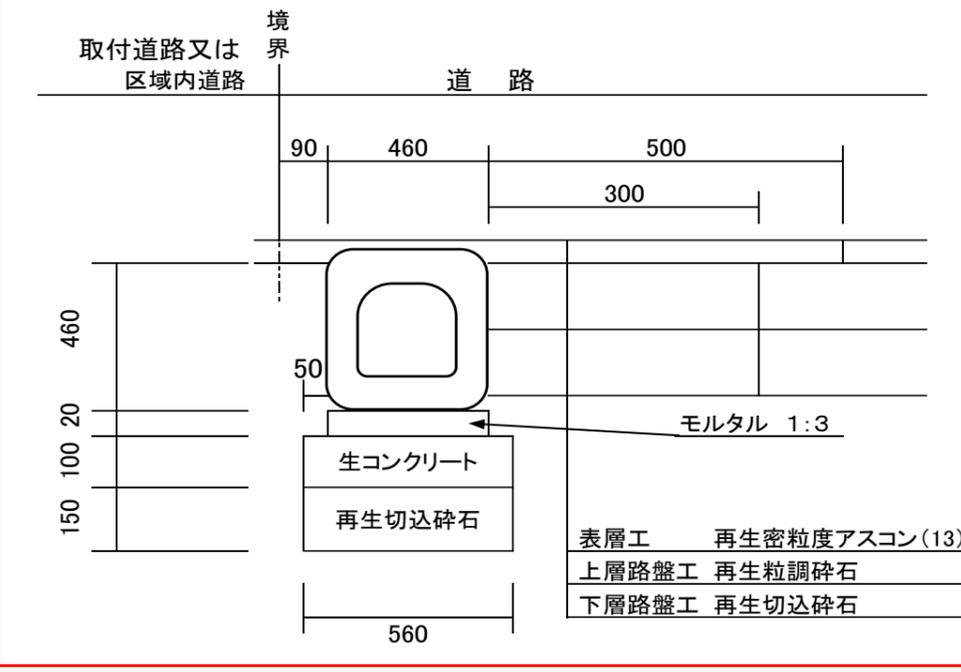
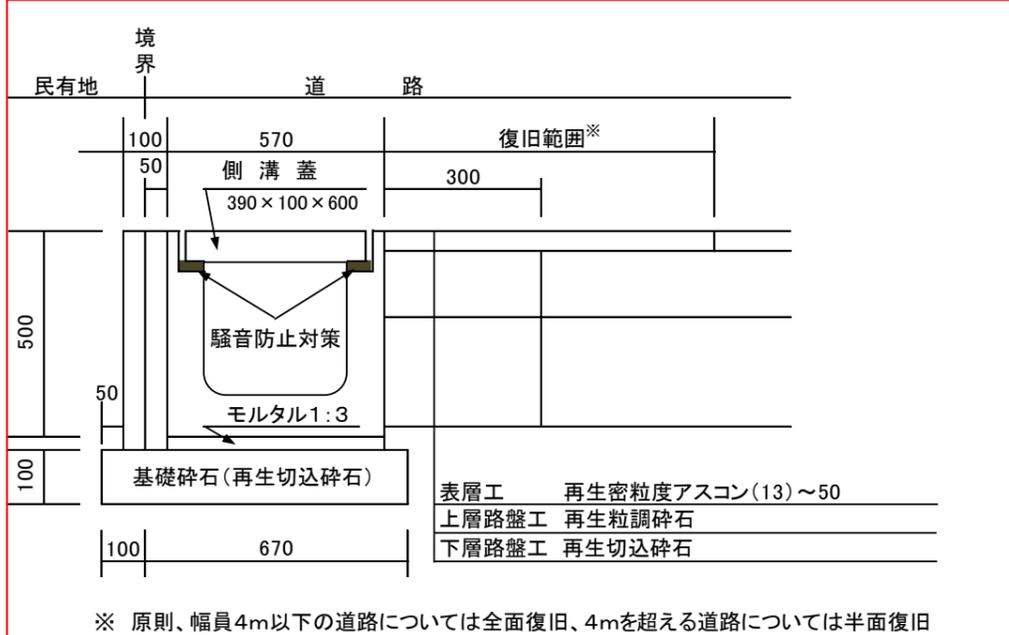
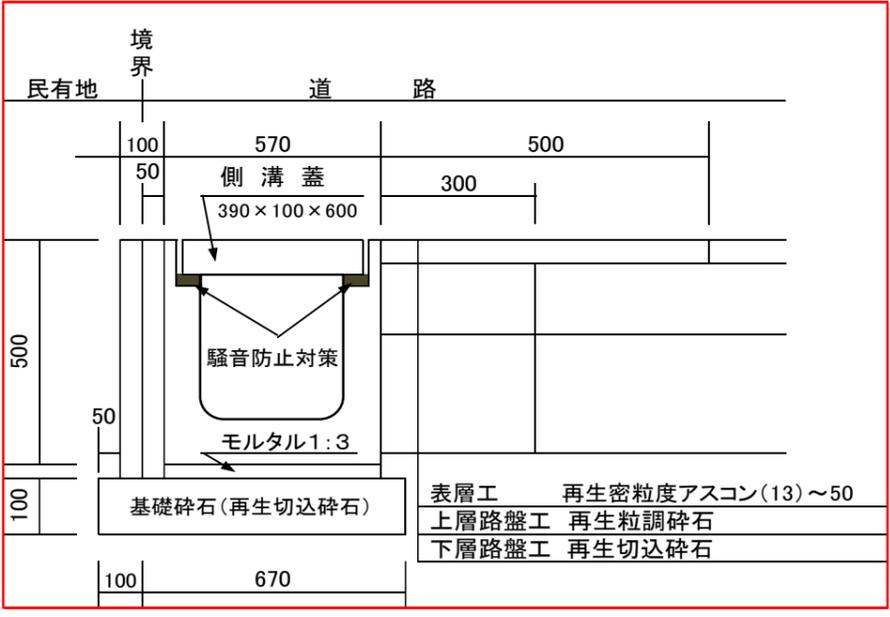
(イ) マウントアップ式
標準平面図



※出入口部組成は埼玉県道路設計の手引きに、勾配は交通バリアフリー法に準ずる。

オ～キ 略

(9) 接続先道路への接続
ア 略

新	旧
<p>イ 取付道路が通り抜けとなっている場合は、横断暗渠とすること。 標準構造図（横断暗渠300×300ボックス型）</p>  <p>※ 原則、幅員4m以下の道路については全面復旧、4mを超える道路については半面復旧</p>	<p>イ 取付道路が通り抜けとなっている場合は、横断暗渠とすること。 標準構造図（横断暗渠300×300ボックス型）</p>  <p>※ 原則、幅員4m以下の道路については全面復旧、4mを超える道路については半面復旧</p>
<p>(10) 出入口部の側溝</p> <p>ア 略</p> <p>イ 接続先側溝の規格等の関係により布設替えが難しい場合は、次の図のとおり私有地側をコンクリートで補強すること。ただし、西地区を除く土地区画整理事業を完了又は施行中の地区は除く。 標準構造図（コンクリート補強）</p>  <p>※ 原則、幅員4m以下の道路については全面復旧、4mを超える道路については半面復旧</p>	<p>(10) 出入口部の側溝</p> <p>ア 略</p> <p>イ 接続先側溝の規格等の関係により布設替えが難しい場合は、次の図のとおり私有地側をコンクリートで補強すること。ただし、西地区を除く土地区画整理事業を完了又は施行中の地区は除く。 標準構造図（コンクリート補強）</p>  <p>※ 原則、幅員4m以下の道路については全面復旧、4mを超える道路については半面復旧</p>

新

(11) ~ (17) 略

(交通安全施設及び防犯施設設置基準)

第4条 要綱第34条に規定する交通安全施設及び防犯施設設置については、次のとおりとする。

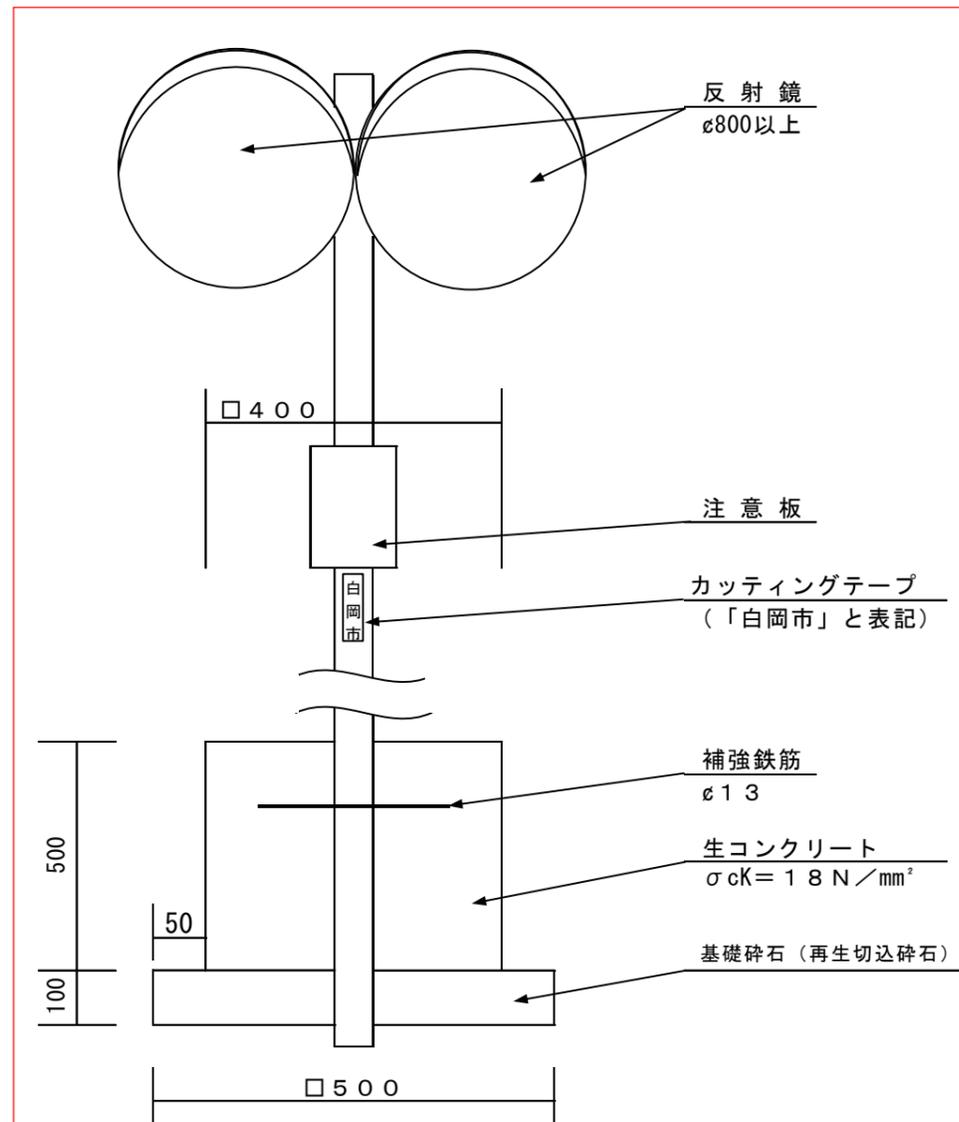
(1) 道路反射鏡

ア 略

イ 規格及び構造

道路反射鏡は、次の図のとおりとする。

標準構造図



備考

道路反射鏡の部材は、本市使用の規格品と同等以上を使用すること。

旧

(11) ~ (17) 略

(交通安全施設及び防犯施設設置基準)

第4条 要綱第34条に規定する交通安全施設及び防犯施設設置については、次のとおりとする。

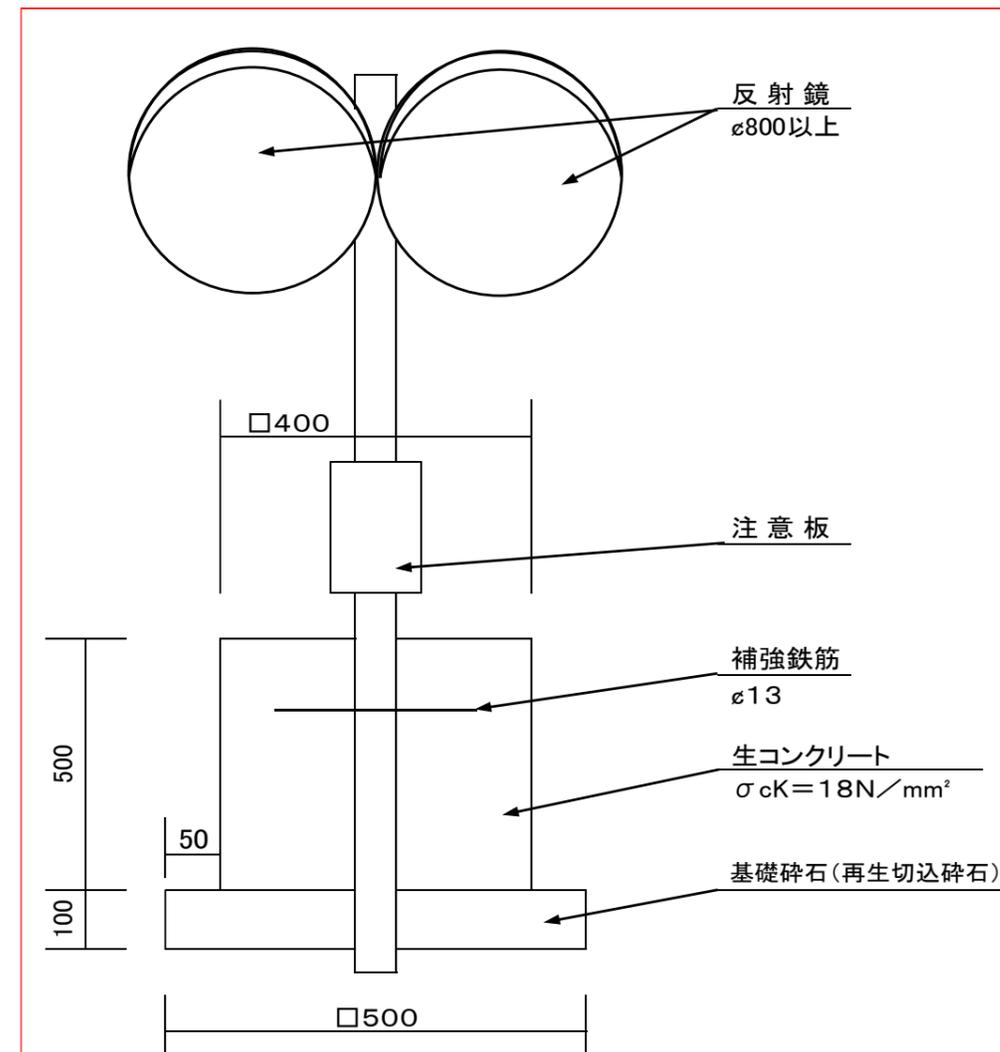
(1) 道路反射鏡

ア 略

イ 規格及び構造

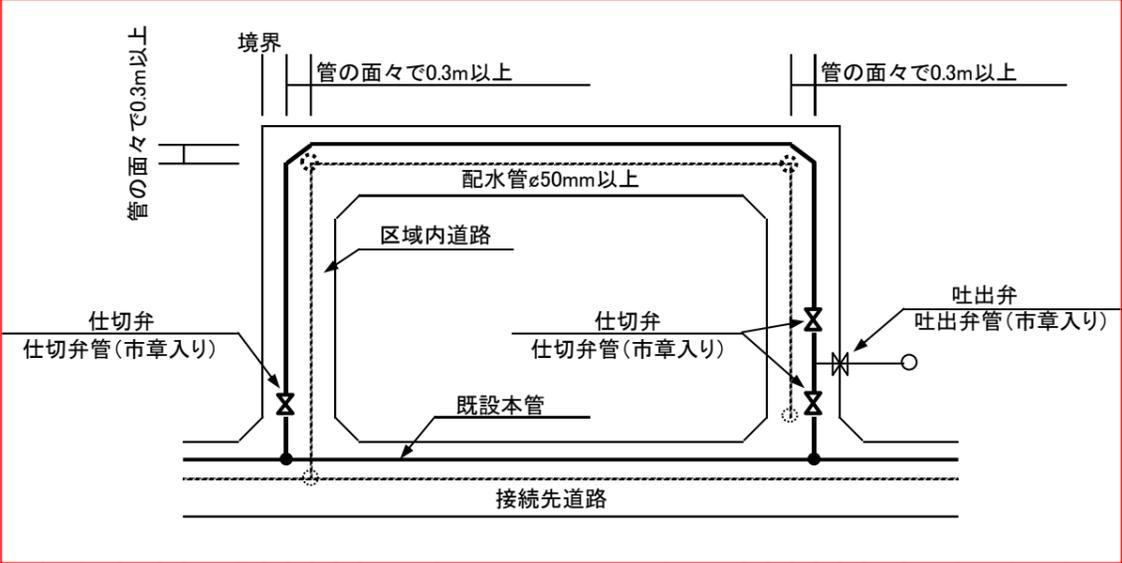
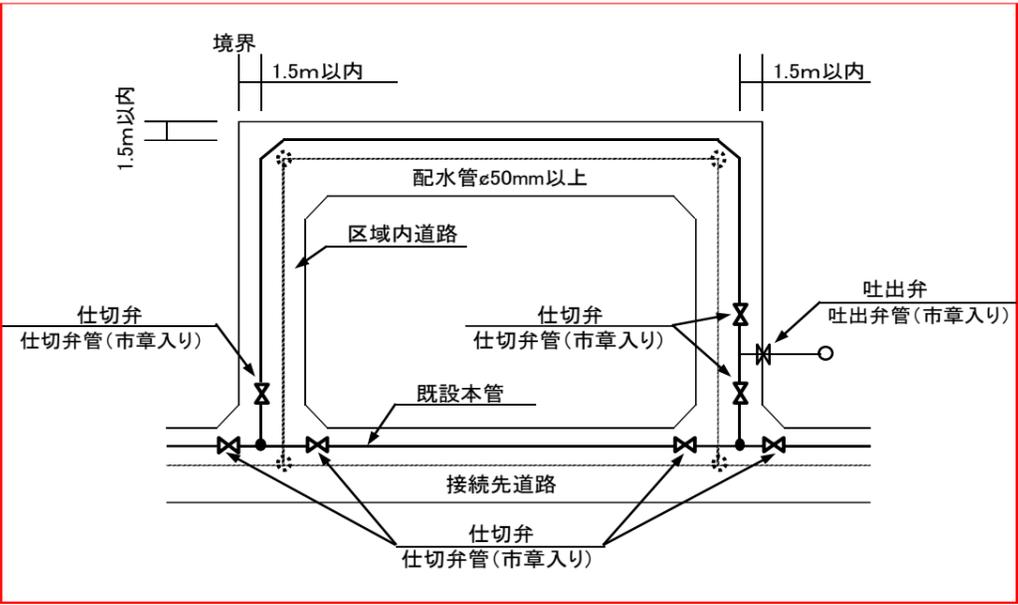
道路反射鏡は、次の図のとおりとする。

標準構造図



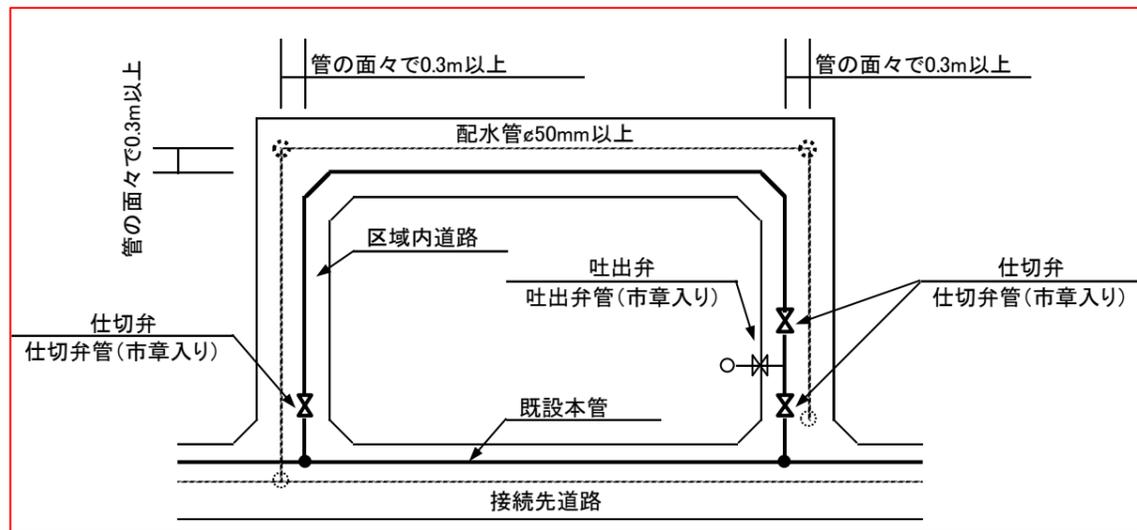
備考

道路反射鏡の部材は、本市使用の規格品と同等以上を使用すること。

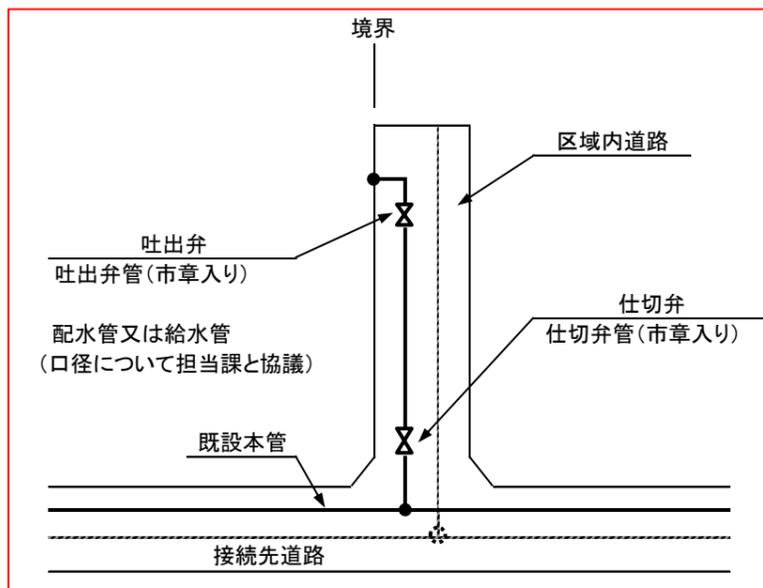
新	旧
<p>(2) 照明灯及び防犯灯の種別並びに規格及び構造</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 防犯灯の規格及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 防犯灯は、原則として<u>10VAクラス</u>LED灯とすること。</p> <p>(イ)・(ウ) 略</p> <p>(上水道設置基準)</p> <p>第6条 要綱第36条に規定する上水道については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 計画</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 配水管は、次の図に示すとおり道路の境界から1.5メートル以内の位置に布設し、仕切弁については、原則として区域内道路及び接続先道路の両方に設置すること。</p> <p>また、吐出弁については、区域内道路に設置すること。</p> <p>配水管及び仕切弁（吐出弁）位置図その1（開発区域が道路の内・外両側の場合）</p> 	<p>(2) 照明灯及び防犯灯の種別並びに規格及び構造</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 防犯灯の規格及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 防犯灯は、原則として<u>20VAクラス</u>LED灯とすること。</p> <p>(イ)・(ウ) 略</p> <p>(上水道設置基準)</p> <p>第6条 要綱第36条に規定する上水道については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 計画</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 配水管は、次の図に示すとおり道路の境界から1.5メートル以内の位置に布設し、仕切弁については、原則として区域内道路及び接続先道路の両方に設置すること。</p> <p>また、吐出弁については、区域内道路に設置すること。</p> <p>配水管及び仕切弁（吐出弁）位置図その1（開発区域が道路の内・外両側の場合）</p> 

新

配水管及び仕切弁（吐出弁）位置図その2（開発区域が道路の内両側部分のみの場合）

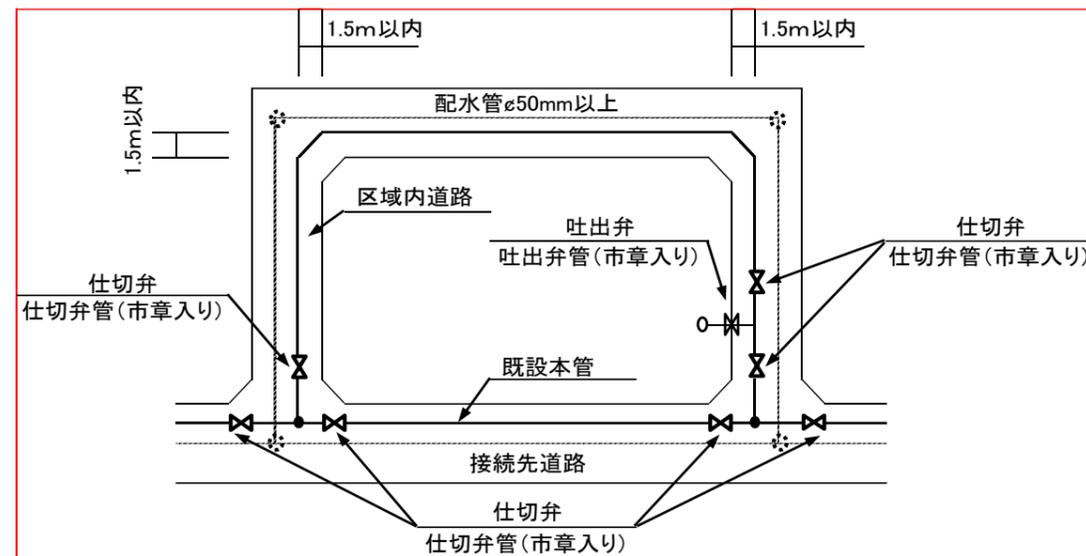


配水管及び仕切弁（吐出弁）位置図 その3

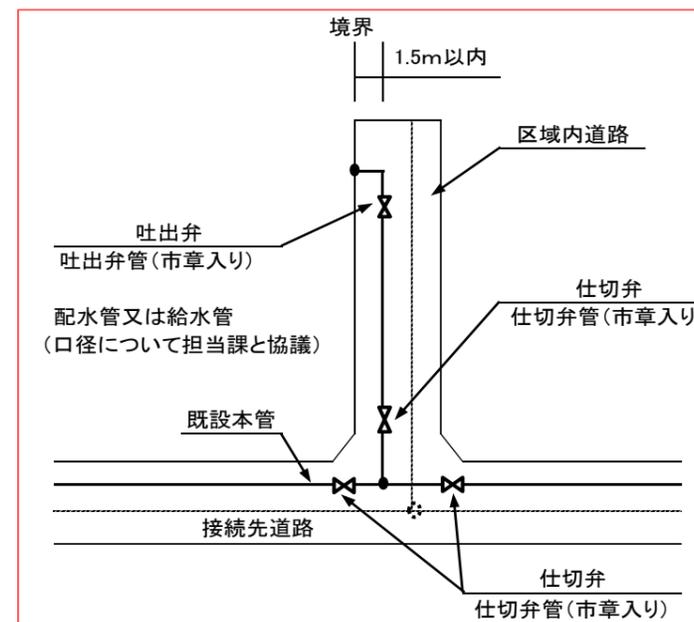


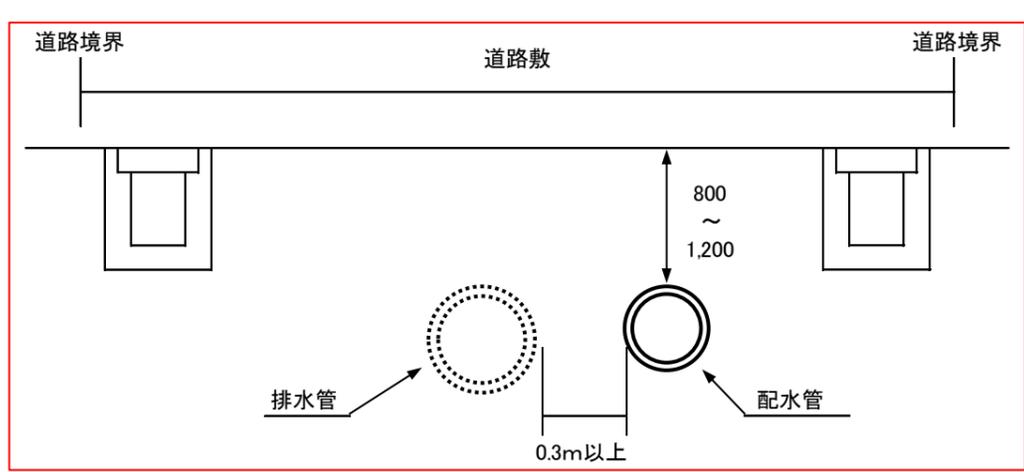
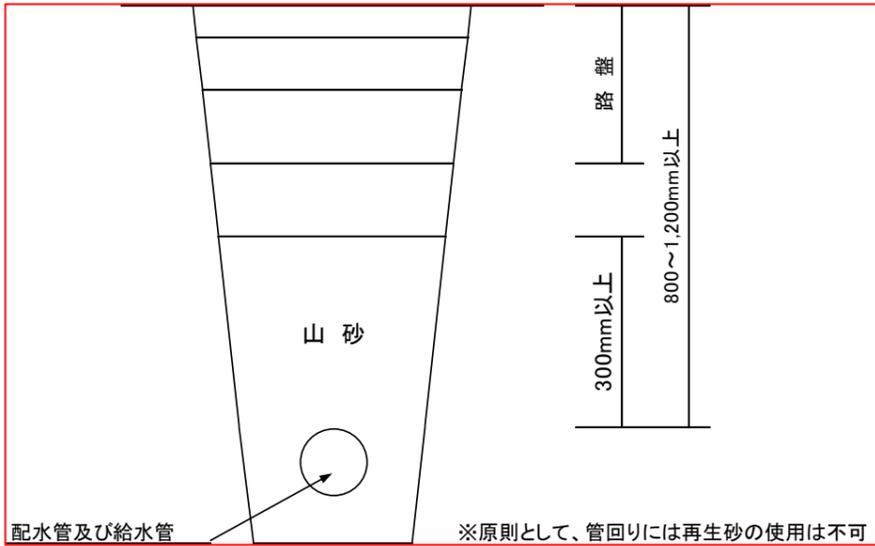
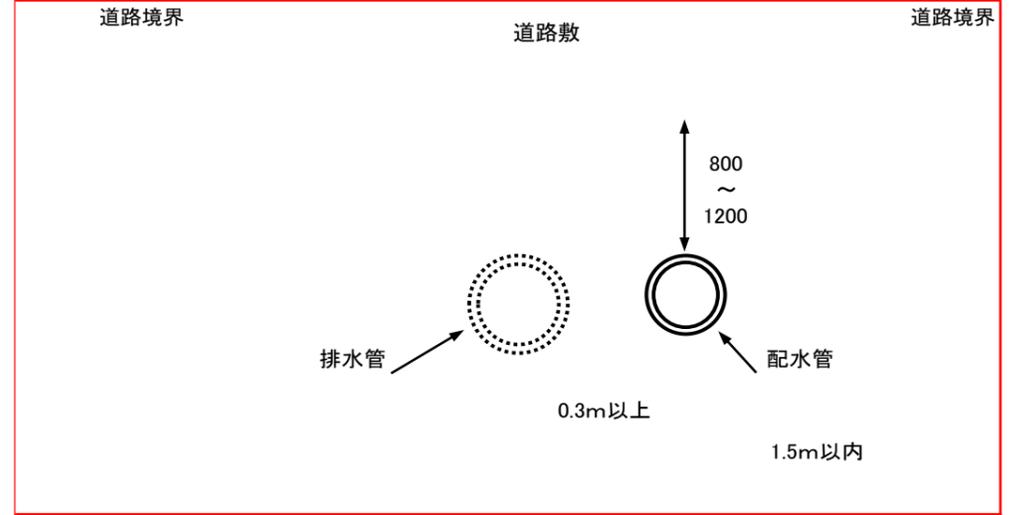
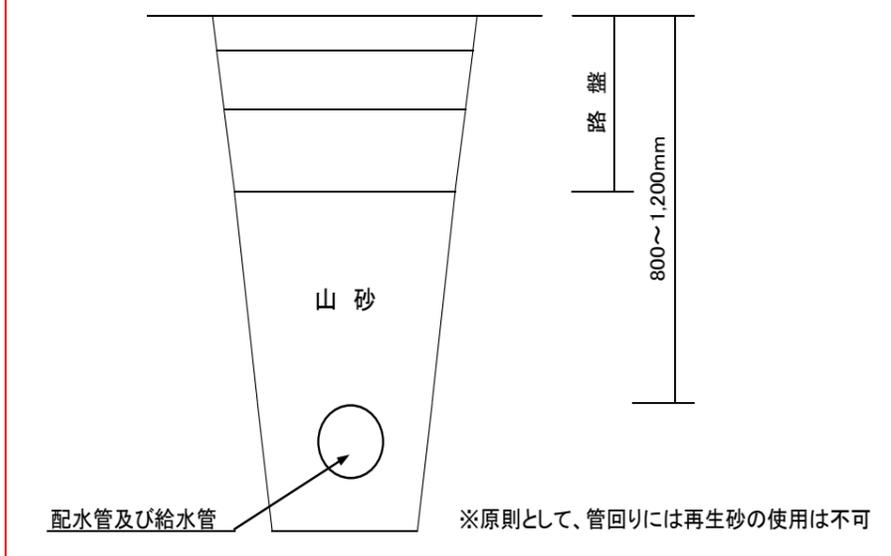
旧

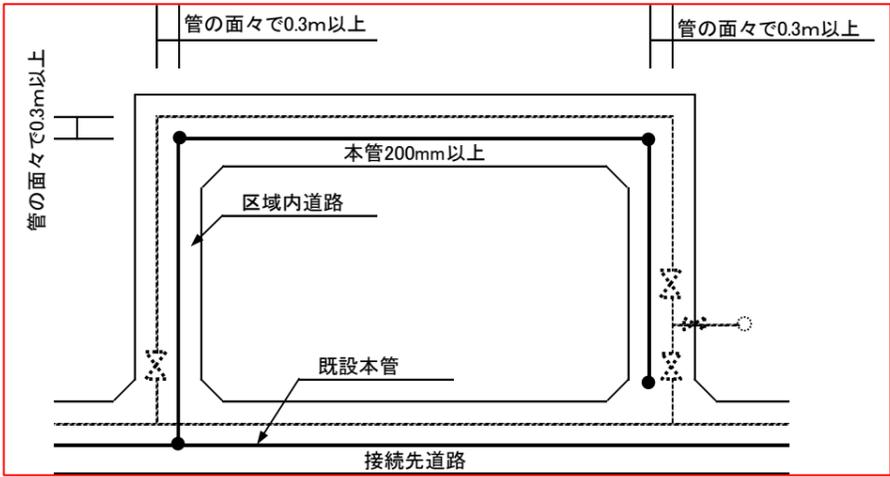
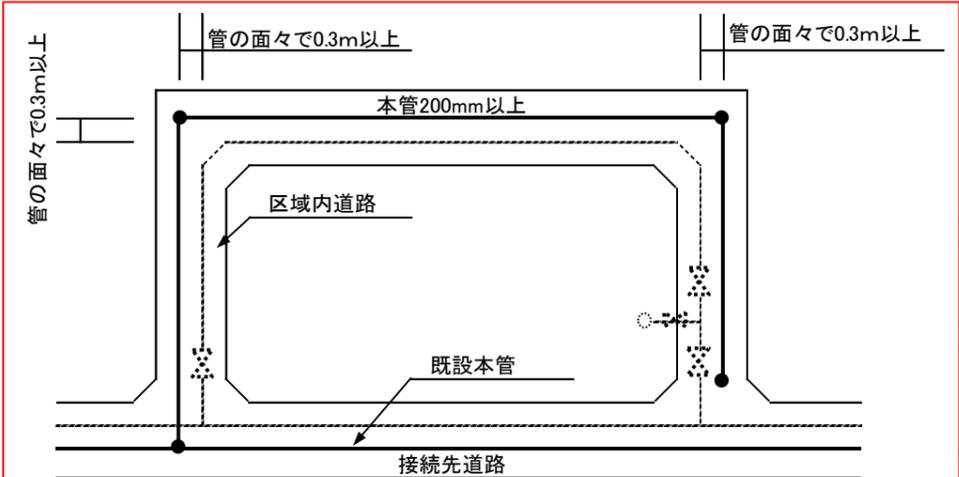
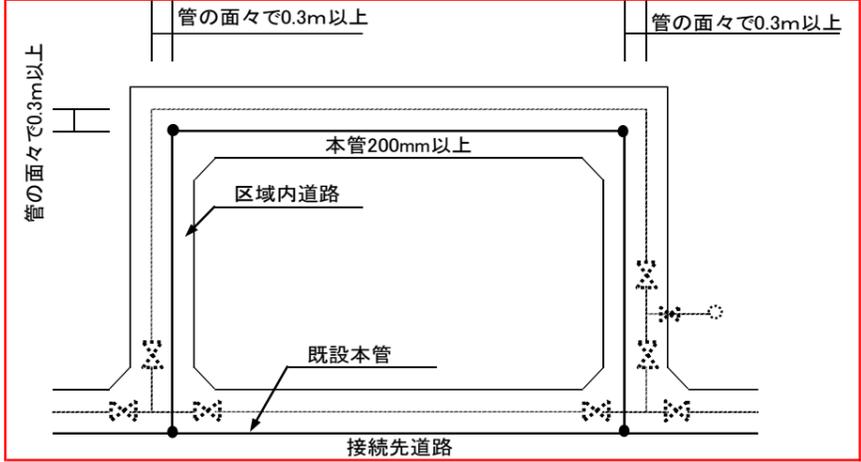
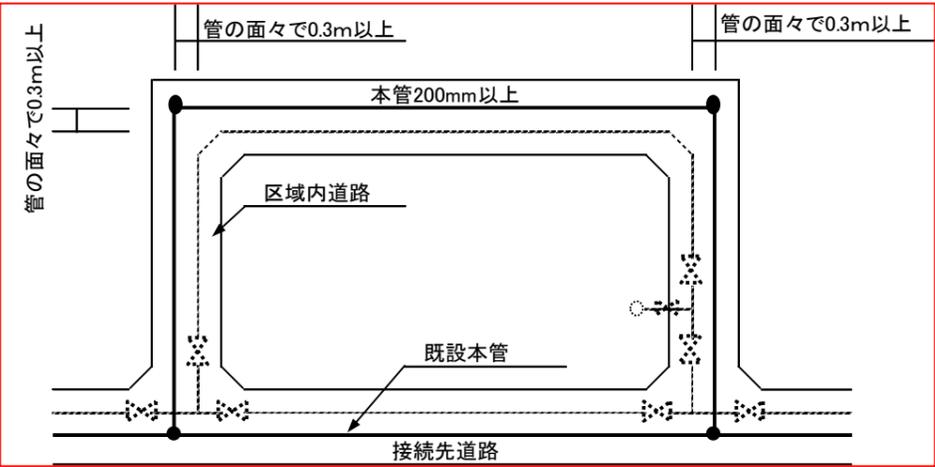
配水管及び仕切弁（吐出弁）位置図その2（開発区域が道路の内両側部分のみの場合）

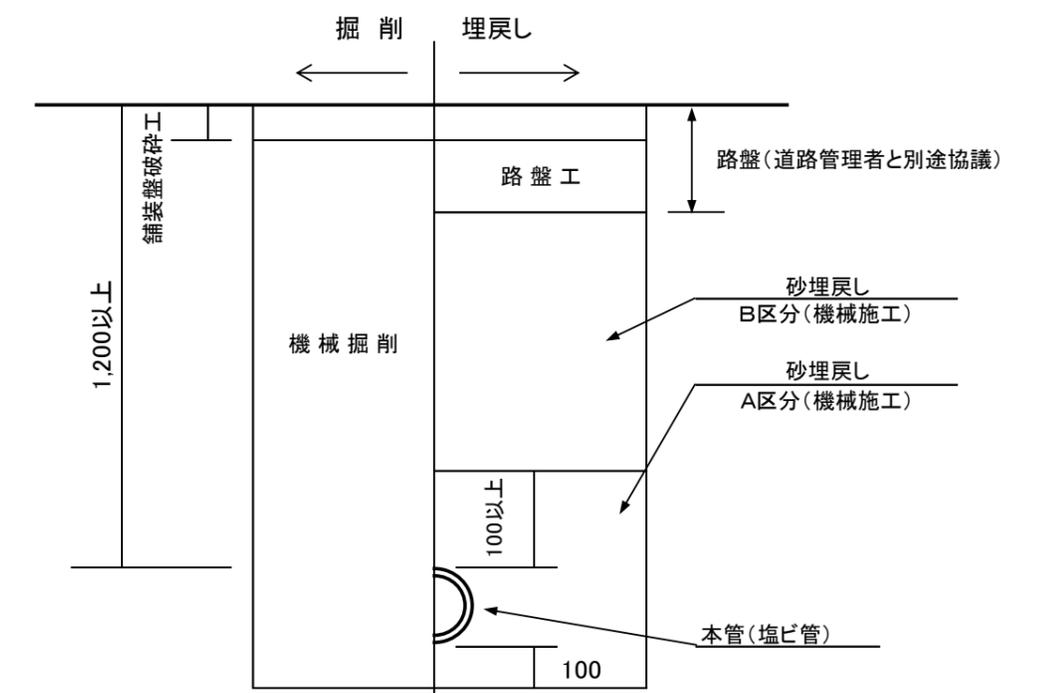
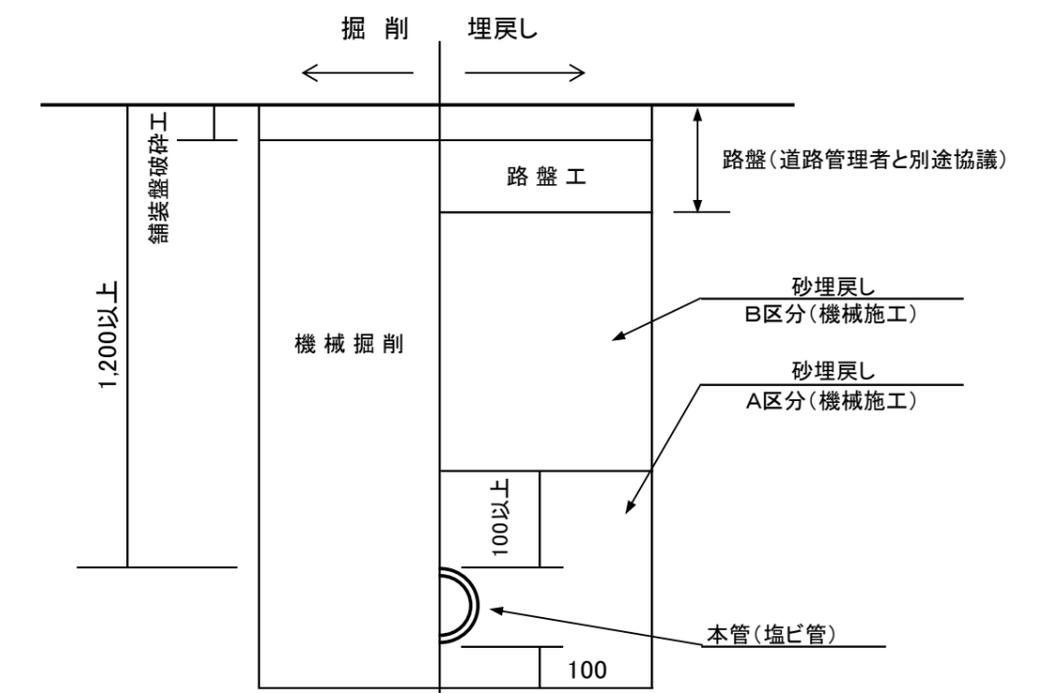


配水管及び仕切弁（吐出弁）位置図 その3



新	旧
<p>標準横断面図</p>  <p>エ・オ 略 カ 配水管の布設は、次の図のとおりとする。</p> <p>配水管布設標準断面図</p>  <p>※原則として、管回りには再生砂の使用は不可</p>	<p>標準横断面図</p>  <p>エ・オ 略 カ 配水管の布設は、次の図のとおりとする。</p> <p>配水管布設標準断面図</p>  <p>※原則として、管回りには再生砂の使用は不可</p>
<p>(下水道施設設置基準) 第8条 要綱第38条第2項第1号及び第2号に規定する下水道施設設置については、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 管路の設計 ア・イ 略</p>	<p>(下水道施設設置基準) 第8条 要綱第38条第2項第1号及び第2号に規定する下水道施設設置については、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 管路の設計 ア・イ 略</p>

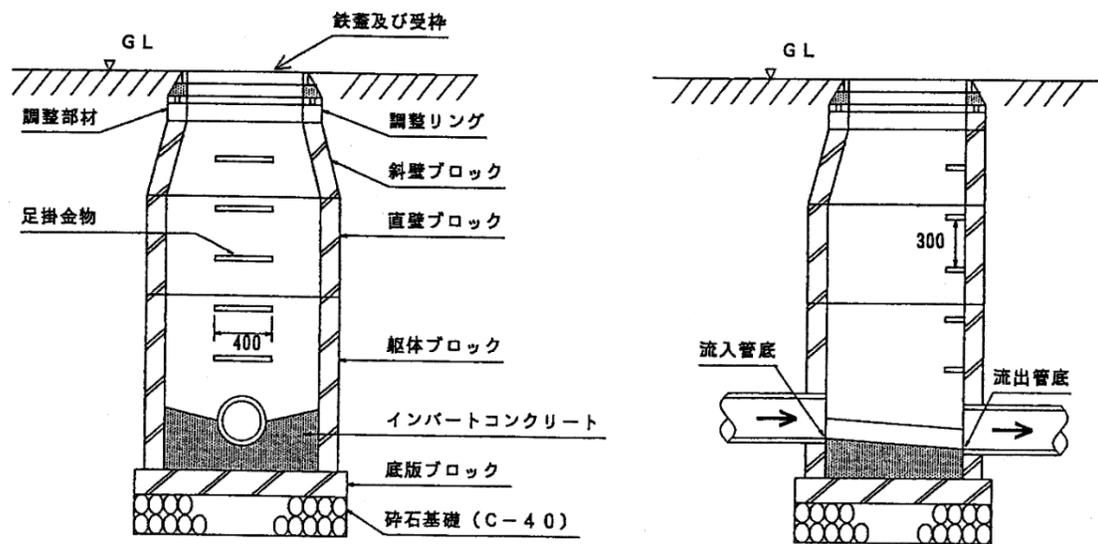
新	旧
<p>ウ 布設位置及び深さ (ア)・(イ) 略 (ウ) 最小土被りは、原則として1.2メートルとすること。 なお、位置及び深さについては、次のとおりとする。</p> <p>排水管標準位置図その1 (開発区域が道路の内・外両側の場合)</p>  <p>排水管標準位置図その2 (開発区域が道路の内側の場合)</p> 	<p>ウ 布設位置及び深さ (ア)・(イ) 略 (ウ) 最小土被りは、原則として1.2メートルとすること。 なお、位置及び深さについては、次のとおりとする。</p> <p>排水管標準位置図その1 (開発区域が道路の内・外両側の場合)</p>  <p>排水管標準位置図その2 (開発区域が道路の内側の場合)</p> 

新	旧																				
<p style="text-align: center;">土工事標準作業区分</p>  <p style="text-align: center;">標準横断面図</p>	<p style="text-align: center;">土工事標準作業区分</p>  <p style="text-align: center;">標準横断面図</p>																				
<p>エ・オ 略</p> <p>(4) マンホール設置</p> <p>マンホールは、次に掲げる事項を考慮して設置すること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 管渠(きょ)の直線部におけるマンホールの最大の間隔は、管径により マンホールの最大間隔は、都市計画決定された公共下水道事業計画に基づき 次の表を標準とする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>管 径(mm)</td> <td>600以下</td> <td>1,000以下</td> <td>1,500以下</td> <td>1,500を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>最大間隔(m)</td> <td>75</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> </tr> </table> <p>ウ～ケ 略</p> <p>コ マンホール各部の名称及び形状別用途は、次のとおりとする。</p>	管 径(mm)	600以下	1,000以下	1,500以下	1,500を超えるもの	最大間隔(m)	75	100	150	200	<p>エ・オ 略</p> <p>(4) マンホール設置</p> <p>マンホールは、次に掲げる事項を考慮して設置すること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 管渠(きょ)の直線部におけるマンホールの最大の間隔は、管径により 次の表を標準とする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>管 径(mm)</td> <td>600以下</td> <td>1,000以下</td> <td>1,500以下</td> <td>1,500を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>最大間隔(m)</td> <td>75</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> </tr> </table> <p>ウ～ケ 略</p> <p>コ マンホール各部の名称及び形状別用途は、次のとおりとする。</p>	管 径(mm)	600以下	1,000以下	1,500以下	1,500を超えるもの	最大間隔(m)	75	100	150	200
管 径(mm)	600以下	1,000以下	1,500以下	1,500を超えるもの																	
最大間隔(m)	75	100	150	200																	
管 径(mm)	600以下	1,000以下	1,500以下	1,500を超えるもの																	
最大間隔(m)	75	100	150	200																	

新

旧

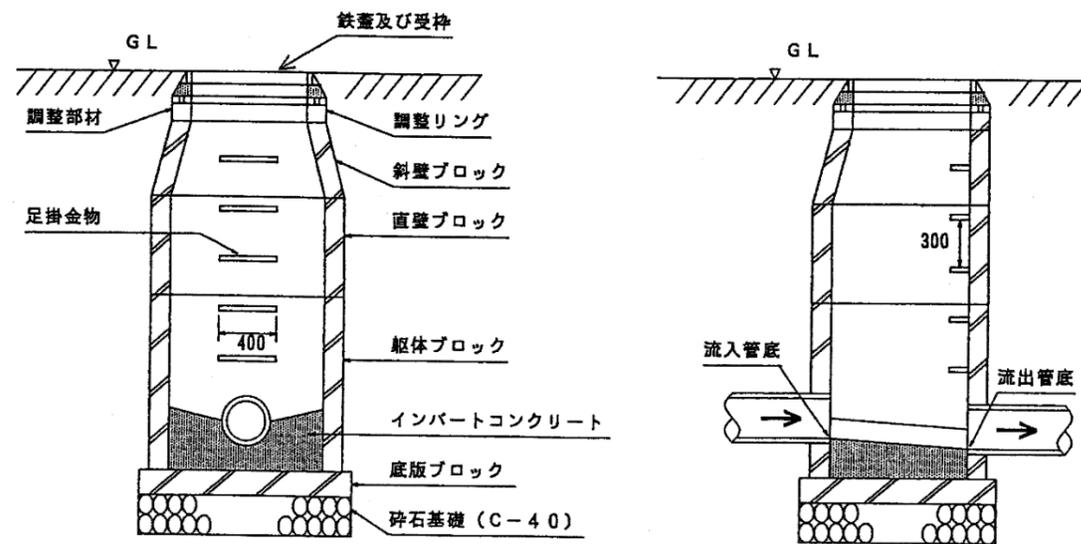
組立マンホール標準構造図



標準マンホールの形状別用途 (組立マンホール)

呼び方	形状寸法	用途
1号マンホール (組立1号)	内径 900mm円形	管の起点及び500mm以下の管の中間点並びに内径400mmまでの管の会合点
2号マンホール (組立2号)	内径 1,200mm円形	内径800mm以下の管の中間点及び内径500mm以下の管の会合点
3号マンホール (組立3号)	内径 1,500mm円形	内径1,100mm以下の管の中間点及び内径700mm以下の管の会合点
4号マンホール (組立4号)	内径 1,800mm円形	内径1,200mm以下の管の中間点及び内径800mm以下の管の会合点
楕円マンホール	600mm x 900mm楕円	他の埋設物の制約等から1号マンホールが設置できない場合

組立マンホール標準構造図



標準マンホールの形状別用途 (組立マンホール)

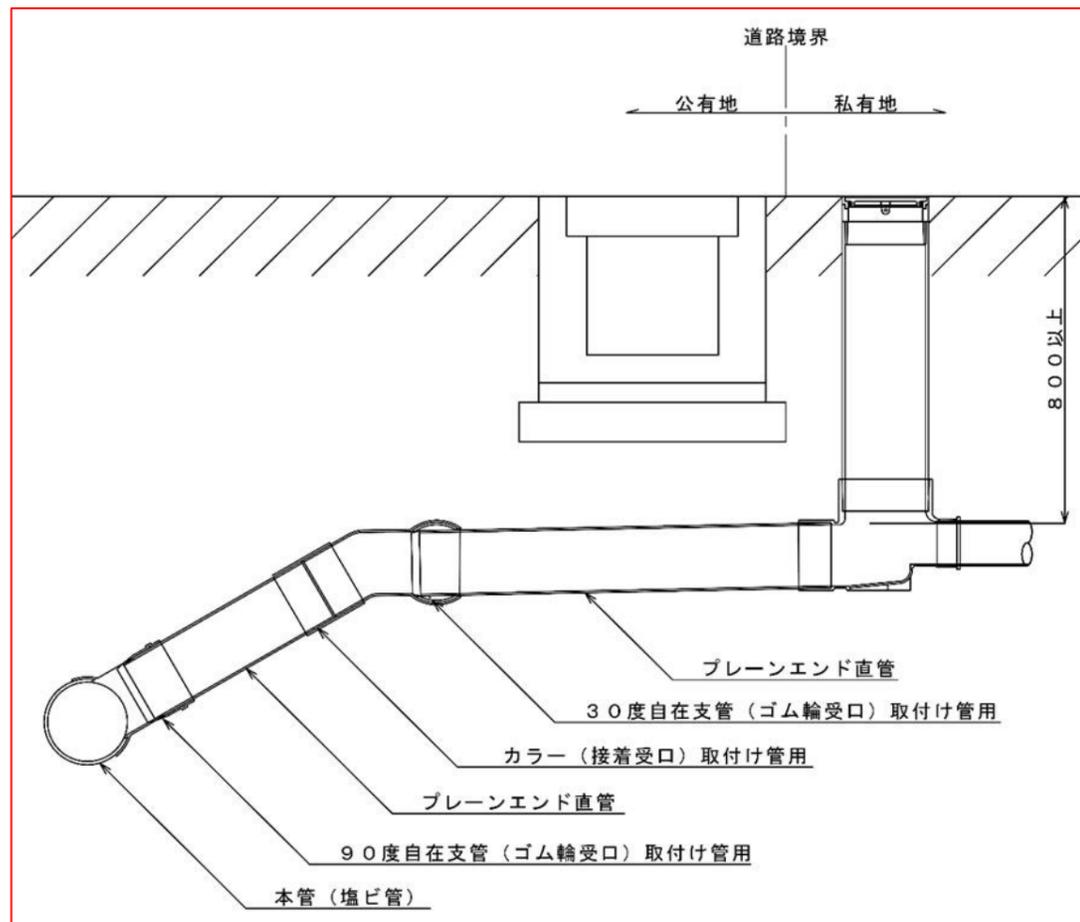
呼び方	形状寸法	用途
1号マンホール (組立1号)	内径 900mm円形	管の起点及び500mm以下の管の中間点並びに内径400mmまでの管の会合点
2号マンホール (組立2号)	内径 1,200mm円形	内径800mm以下の管の中間点及び内径500mm以下の管の会合点
3号マンホール (組立3号)	内径 1,500mm円形	内径1,100mm以下の管の中間点及び内径700mm以下の管の会合点
4号マンホール (組立4号)	内径 1,800mm円形	内径1,200mm以下の管の中間点及び内径800mm以下の管の会合点

新

(5) 取付け管

取付け管の施工については、次のとおりとする。

取付け管施工標準断面図



備考

取付け管

- 1 取付け管の布設方向は、本管に対し直角に布設すること。また、本管取付け部は、本管に対して直角又は下流方向に60度の向きで取付けること。
- 2 取付け管の勾配は、1パーセント以上とすること。
- 3 取付け管は、本管の中心より上方に取付けること。
- 4 取付け管の最小管径は、150ミリメートルとすること。ただし、私道内については100ミリメートルとすること。

(6)・(7) 略

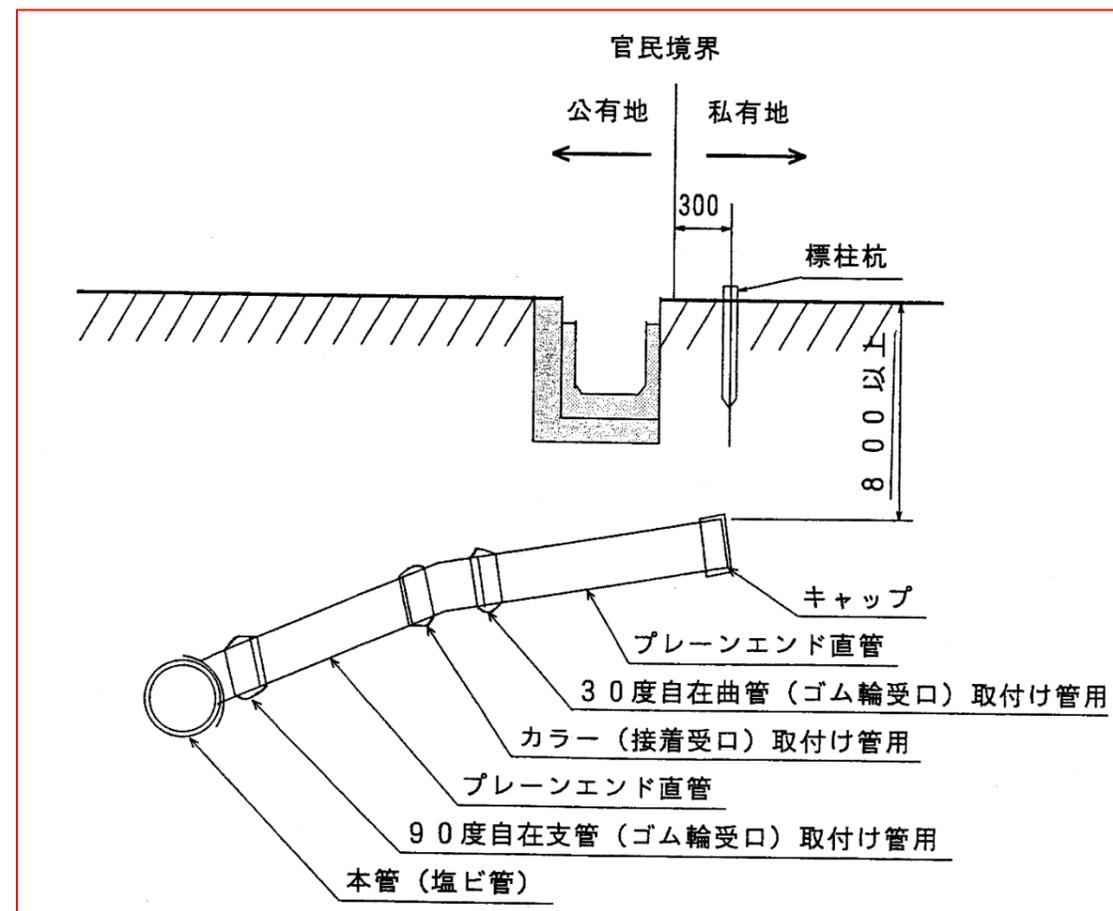
2 略

旧

(5) 取付け管

取付け管の施工については、次のとおりとする。

取付け管施工標準断面図



備考

取付け管

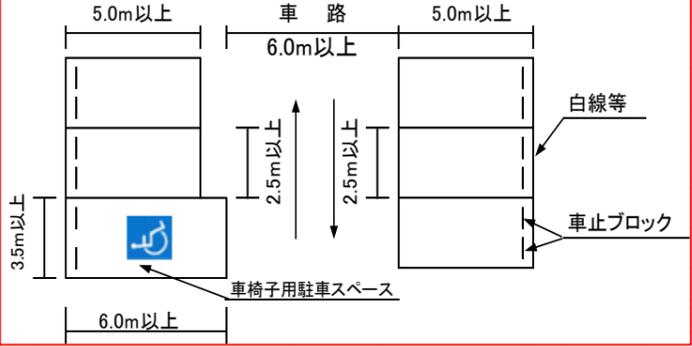
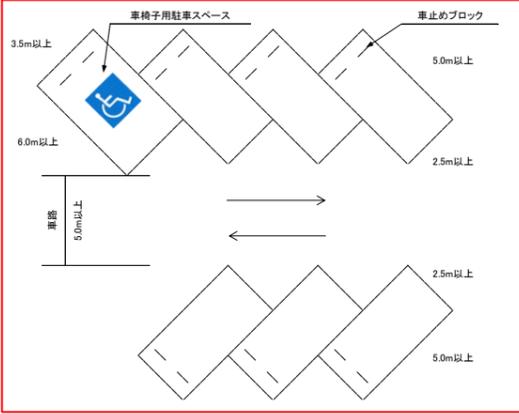
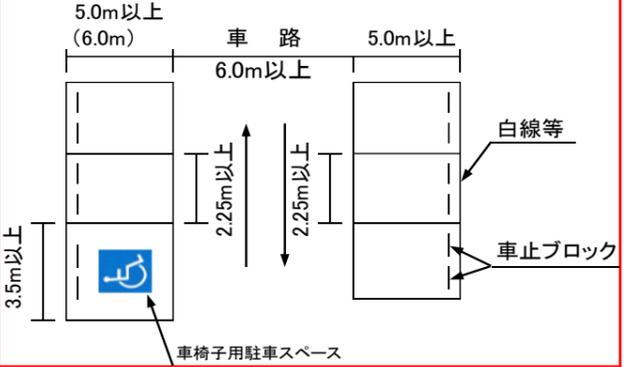
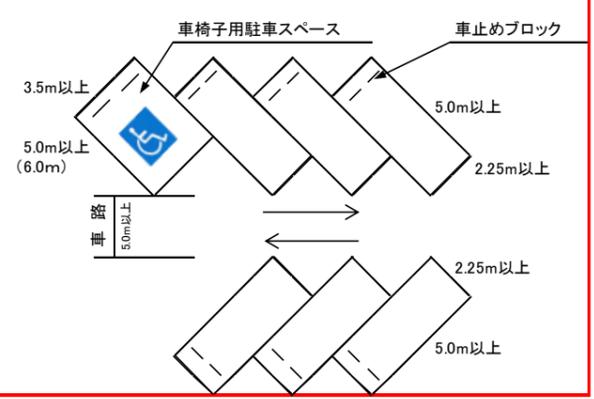
- 1 取付け管の布設方向は、本管に対し直角に布設すること。また、本管取付け部は、本管に対して直角又は下流方向に60度の向きで取付けること。
- 2 取付け管の勾配は、1パーセント以上とすること。
- 3 取付け管は、本管の中心より上方に取付けること。
- 4 取付け管の最小管径は、150ミリメートルとすること。ただし、私道内については100ミリメートルとすること。

(6)・(7) 略

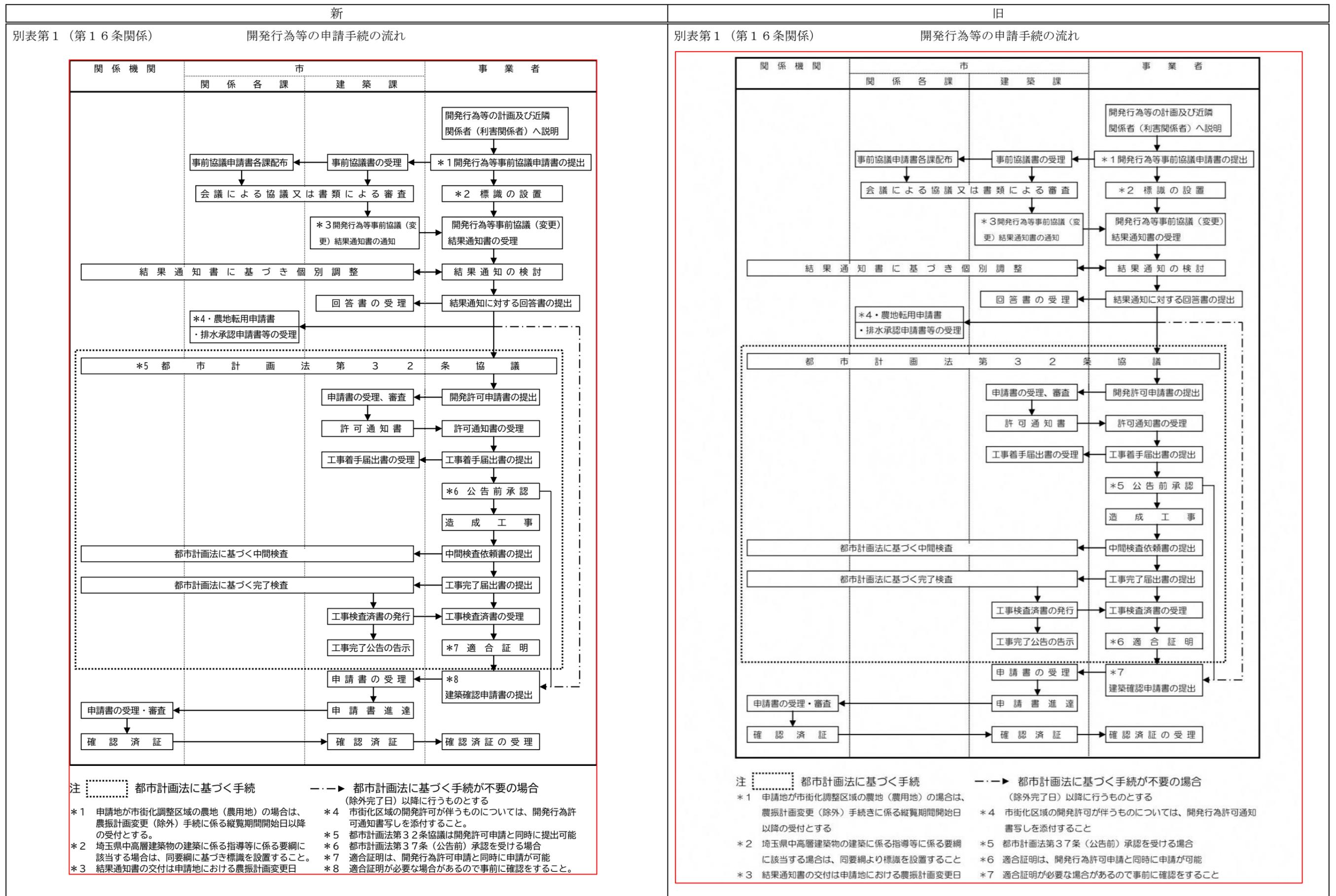
2 略

新	旧
<p>(雨水流出抑制施設設置基準)</p> <p>第9条 要綱第39条に規定する雨水流出抑制施設の設置については、次のとおりとする。</p> <p>ただし、開発区域の面積が1ヘクタール以上の場合の貯留施設については、事前に埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成18年埼玉県条例第20号）の許可を得ること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 浸透施設の種類</p> <p>ア 浸透施設の種類の<u>原則として</u>次のとおりとし、各々の組合せにより集水、排水機能を損なわないよう設置すること。</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(3) 浸透施設の計画</p> <p>ア 略</p> <p>イ 浸透施設の選定</p> <p>開発区域に設置する浸透施設については、次の表に掲げる各浸透施設の単位設計浸透量より施設の組合せ、規模（設計水頭、施設幅等）及び数量（長さ、個数及び面積）を選定すること<u>とし、表に記載のない浸透施設を使用する場合は、担当課と別途協議すること。</u></p> <p>ウ 設計浸透強度の算定</p> <p>設計浸透強度は、イで選定した浸透施設の組合せ、規模及び数量に基づき、次の式により算定すること。</p> $f c = (L \times Q t + M \times Q m + S \times Q h) / (10 \cdot A)$ <p>ここで、f c：設計浸透強度（mm/hr）</p> <p>L：浸透側溝及び浸透トレンチの長さ（m）</p> <p>M：浸透柵の個数（個）</p> <p>S：透水性舗装の面積（㎡）</p> <p>Q t：浸透側溝及び浸透トレンチの単位設計浸透量（m³/hr/m）</p> <p>Q m：浸透柵の単位設計浸透量（m³/hr/個）</p> <p>Q h：透水性舗装の単位設計浸透量（m³/hr/㎡）面積</p> <p>A：開発区域の面積（ha）</p> <p><u>※ 分譲住宅など各区画で設計浸透強度の算定を行う場合、新設道路及びゴミ集積所等の面積分を各区画で浸透できるように設計すること。</u></p> <p>エ 略</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 貯留施設の規模</p> <p>ア 略</p> <p>イ 放流量の決定</p> <p>貯留施設（調整池）からの放流量は、1ヘクタール当たり0.05（m³/sec）を最大とし、次の式により算定した量以下で、放流先河川、水路の流下能力に応じ決定すること。</p> <p><u>放流量</u>（m³/sec） ≤ 開発区域の面積（ha） × 0.05（m³/sec/ha）</p>	<p>(雨水流出抑制施設設置基準)</p> <p>第9条 要綱第39条に規定する雨水流出抑制施設の設置については、次のとおりとする。</p> <p>ただし、開発区域の面積が1ヘクタール以上の場合の貯留施設については、事前に埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成18年埼玉県条例第20号）の許可を得ること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 浸透施設の種類</p> <p>ア 浸透施設の種類の<u>次</u>のとおりとし、各々の組合せにより集水、排水機能を損なわないよう設置すること。</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(3) 浸透施設の計画</p> <p>ア 略</p> <p>イ 浸透施設の選定</p> <p>開発区域に設置する浸透施設については、次の表に掲げる各浸透施設の単位設計浸透量より施設の組合せ、規模（設計水頭、施設幅等）及び数量（長さ、個数及び面積）を選定すること。</p> <p>ウ 設計浸透強度の算定</p> <p>設計浸透強度は、イで選定した浸透施設の組合せ、規模及び数量に基づき、次の式により算定すること。</p> $f c = (L \times Q t + M \times Q m + S \times Q h) / (10 \cdot A)$ <p>ここで、f c：設計浸透強度（mm/hr）</p> <p>L：浸透側溝及び浸透トレンチの長さ（m）</p> <p>M：浸透柵の個数（個）</p> <p>S：透水性舗装の面積（㎡）</p> <p>Q t：浸透側溝及び浸透トレンチの単位設計浸透量（m³/hr/m）</p> <p>Q m：浸透柵の単位設計浸透量（m³/hr/個）</p> <p>Q h：透水性舗装の単位設計浸透量（m³/hr/㎡）面積</p> <p>A：開発区域の面積（ha）</p> <p>エ 略</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 貯留施設の規模</p> <p>ア 略</p> <p>イ 放流量の決定</p> <p>貯留施設（調整池）からの放流量は、1ヘクタール当たり0.05（m³/sec）を最大とし、次の式により算定した量以下で、放流先河川、水路の流下能力に応じ決定すること。</p> <p><u>許容放流量</u>（m³/sec） ≤ 開発区域の面積（ha） × 0.05（m³/sec/ha）</p>

新	旧
<p>備考 放流先河川、水路の流下能力及びその許容放流量は、当該河川、水路の管理者に協議すること。</p> <p>ウ 放流断面（オリフィス）の決定 貯留施設から河川、水路に放流する断面は、次の式により算定すること。</p> $a = \frac{Q}{C\sqrt{2gH}}$ <p>ここで、<u>a</u>：放流断面積（㎡） C：流量係数0.6 Q：放流量（m³/sec） g：重力加速度（9.8m/sec²） H：水深（計画最高水位からオリフィス中心までの水深）（m）</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p><u>(9) 複数区画における雨水流出抑制</u></p> <p><u>ア 開発区域を複数区画の建築敷地に分割する場合は、各区画境界線に次のいずれかの構造物を設けること。</u></p> <p><u>(ア) コンクリートブロック造等の塀</u></p> <p><u>(イ) 地先境界ブロックで、当該ブロックの天端の高さが地盤面から10ミリメートル以上であるもの</u></p> <p><u>(ウ) その他区画外への雨水流出を抑制するために有効な構造物として市長が認めたもの</u></p> <p><u>イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、区画境界線の全部又は一部に構造物を設けなくてもよいものとする。</u></p> <p><u>(ア) 雨水流出抑制施設の設計を開発区域全体で行う場合</u></p> <p><u>(イ) 路地状敷地となる区画における路地部分で建築工事に支障があり、かつ、有効な雨水流出抑制施設が確保される場合</u></p> <p><u>(ウ) 道路境界線から1メートル以内の部分で生活安全上支障があり、かつ、有効な雨水流出抑制施設が確保される場合</u></p> <p><u>(エ) その他建築工事を行うことに支障があるとして市長が認めた場合</u></p> <p>(駐車場及び駐輪場設置基準)</p> <p>第12条 要綱第42条に規定する駐車場及び駐輪場の設置については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 規格</p> <p>ア 駐車場</p> <p>(ア) 略</p>	<p>備考 放流先河川、水路の流下能力及びその許容放流量は、当該河川、水路の管理者に協議すること。</p> <p>ウ 放流断面（オリフィス）の決定 貯留施設から河川、水路に放流する断面は、次の式により算定すること。</p> $A = \frac{Q}{C\sqrt{2gH}}$ <p>ここで、<u>A</u>：放流断面積（㎡） C：流量係数0.6 Q：放流量（m³/sec） g：重力加速度（9.8m/sec²） H：水深（計画最高水位からオリフィス中心までの水深）（m）</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>(駐車場及び駐輪場設置基準)</p> <p>第12条 要綱第42条に規定する駐車場及び駐輪場の設置については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 規格</p> <p>ア 駐車場</p> <p>(ア) 略</p>

新	旧
<p>(イ) <u>住居系以外</u>の場合は、延床面積50平方メートルに1台とし、30平方メートル増すごとに1台以上の駐車場を原則として開発区域内に設置すること。</p> <p><u>ただし、不特定多数の人が出入りしない施設の場合は、事業計画に基づき、必要となる駐車場の台数を担当課と別途協議すること。</u></p> <p>イ 駐輪場</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>住居系以外</u>の場合は、延床面積10平方メートルに1台以上の駐輪場を開発区域内に設置すること。</p> <p><u>ただし、不特定多数の人が出入りしない施設の場合は、事業計画に基づき、必要となる駐輪場の台数を担当課と別途協議すること。</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 駐車スペースの計画については、次の図のとおりとする。</p> <p>駐車スペース計画平面図 (90度駐車の場合)</p>  <p>(45度駐車の場合)</p>  <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 駐車場の1台（小型乗用車の場合）当たりのスペースは、原則として5メートル×<u>2.5</u>メートル以上とすること。 車椅子用駐車場（普通車の場合）を設ける場合は、原則として6メートル×3.5メートル以上とすること。また、車椅子駐車場であることを分かりやすい方法で表示すること。 	<p>(イ) <u>事業系</u>の場合は、延床面積50平方メートルに1台とし、30平方メートル増すごとに1台以上の駐車場を原則として開発区域内に設置すること。</p> <p>イ 駐輪場</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>事業系</u>の場合は、延床面積10平方メートルにつき1台以上の駐輪場を開発区域内に設置すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 駐車スペースの計画については、次の図のとおりとする。</p> <p>駐車スペース計画平面図 (90度駐車の場合)</p>  <p>(45度駐車の場合)</p>  <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 駐車場の1台（小型乗用車の場合）当たりのスペースは、原則として5メートル×<u>2.25</u>メートル以上とすること。 車椅子用駐車場（普通車の場合）を設ける場合は、原則として6メートル×3.5メートル以上とすること。また、車椅子駐車場であることを分かりやすい方法で表示すること。

新	旧
<p><u>2 事業者は、開発区域内に必要となる駐車場又は駐輪場を確保できない場合は、開発区域の近隣に確保するとともに、駐車場の確保に関する確約書を提出すること。</u></p> <p>(ごみ集積所設置基準)</p> <p>第13条 要綱第43条に規定するごみ集積所設置については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 規模 ごみ集積所の規模は、1集積所につき有効面積2平方メートル以上とし、1世帯当たり0.2平方メートル <u>(ダストボックスを設置する場合は、0.1立方メートル)</u> 以上とすること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 維持管理</p> <p><u>ア 定期的な点検を行うとともに、不具合が生じた場合は、修繕するなど適正な維持管理を行うこと。</u></p> <p><u>イ ダストボックス等を施錠して使用する場合は、番号式の鍵を使用するものとし、蓮田白岡衛生組合に解錠番号を報告すること。</u></p> <p>(消防用施設設置基準)</p> <p>第14条 要綱第44条に規定する消防用施設設置については、埼玉東部消防組合開発行為等に係る消防関係施設指導要綱に規定する事項を遵守し、設置すること。</p>	<p>(ごみ集積所設置基準)</p> <p>第13条 要綱第43条に規定するごみ集積所設置については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 規模 ごみ集積所の規模は、1集積所につき有効面積2平方メートル以上とし、1世帯当たり0.2平方メートル以上とすること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(消防施設設置基準)</p> <p>第14条 要綱第44条に規定する消防施設設置については、埼玉東部消防組合開発行為等に係る消防関係施設指導要綱に規定する事項を遵守し、設置すること。</p>



新				旧			
別表第5（第16条関係）その他申請図書一覧				別表第5（第16条関係）その他申請図書一覧			
(要綱第10条関係)				(要綱第10条関係)			
種 類	明 示 す べ き 事 項	部 数		種 類	明 示 す べ き 事 項	部 数	
開発行為等事前協議変更申請書（様式第4号）	変更理由等必要事項の記入	正1 副8		開発行為等事前協議変更申請書（様式第4号）	変更理由等必要事項の記入	正1 副7	
設計図書（変更前・変更後）	変更箇所を朱書で記入	正1 副8		設計図書（変更前・変更後）	変更箇所を朱書で記入	正1 副7	
(要綱第11条関係)				(要綱第11条関係)			
種 類	明 示 す べ き 事 項	部 数		種 類	明 示 す べ き 事 項	部 数	
開発行為等事前協議取下等届（様式第5号）	取りやめの場合は協議結果通知書を添付	正1		開発行為等事前協議取下等届（様式第5号）	取りやめの場合は協議結果通知書を添付	正1	
(要綱第12条関係)				(要綱第12条関係)			
種 類	明 示 す べ き 事 項	部 数		種 類	明 示 す べ き 事 項	部 数	
開発行為等事前協議の地位承継届出書 （様式第6号）	承継の原因等必要事項の記入	正1		開発行為等事前協議の地位承継届出書 （様式第6号）	承継の原因等必要事項の記入	正1	
開発行為等に関する工事を施行する権利取得を 証する書類		正1		開発行為等に関する工事を施行する権利取得を 証する書類		正1	

新			旧		
別表第6（第20条関係）関係機関一覧			別表第6（第20条関係）関係機関一覧		
名称	所在地	電話番号	名称	住所	電話番号
上下水道課	白岡市高岩2211	0480-92- <u>1645</u>	水道課（高岩浄水場）	白岡市高岩2211	<u>0480-92-1304</u>
			下水道課		0480-92-1445
埼玉東部消防組合 白岡消防署（管理指導課）	白岡市寺塚162-1	0480-92-1800	埼玉東部消防組合 白岡消防署（管理指導課）	白岡市寺塚162-1	0480-92-1800
蓮田白岡衛生組合	白岡市篠津1279-5	0480-92-8839	蓮田白岡衛生組合	白岡市篠津1279-5	0480-92-8839
埼玉県庁	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-824-2111	埼玉県庁	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-824-2111
越谷建築安全センター	越谷市越谷4-2-82	048-964- <u>5295</u>	越谷建築安全センター	越谷市越谷4-2-82	048-964- <u>5260</u>
越谷建築安全センター杉戸駐在	北葛飾郡杉戸町杉戸432	0480-34-2385	越谷建築安全センター杉戸駐在	杉戸町杉戸432	0480-34-2385
杉戸県土整備事務所		0480-34-2381	杉戸県土整備事務所		0480-34-2381
春日部農林振興センター	春日部市大沼1-76	048-737-2134	春日部農林振興センター	春日部市大沼1-76	048-737-2134
東部環境管理事務所	北葛飾郡杉戸町清地5-4-10	0480-34-4011	東部環境管理事務所	杉戸町清地5-4-10	0480-34-4011
久喜警察署	久喜市上早見154	0480-24-0110	久喜警察署	久喜市上早見154	0480-24-0110
さいたま地方法務局久喜支局	久喜市本町4-5-28	0480-21-0215	さいたま地方法務局久喜支局	久喜市本町4-5-28	0480-21-0215
白岡市商工会	白岡市篠津944-13	0480-92-9151	白岡市商工会	白岡市篠津944-13	0480-92-9151
見沼代用水土地改良区事務所	久喜市菖蒲町菖蒲65	0480-85-9100	見沼代用水土地改良区事務所	久喜市菖蒲町菖蒲65	0480-85-9100
東京電力春日部支社	春日部市浜川戸2-12-1	<u>WEB受付サービス</u>	東京電力春日部支社	春日部市浜川戸2-12-1	<u>0120-995-442</u>
N T T 東日本埼玉支店	さいたま市浦和区常盤5-8-17 さいたま新常盤ビル	0120-116-000	N T T 東日本埼玉支店	さいたま市浦和区常盤5-8-17 さいたま新常盤ビル	0120-116-000
関東受信環境クリーン協議会 埼玉県連絡会 (NHKさいたま放送局内)	さいたま市浦和区常盤6-1-21	<u>03-6238-1945</u>	関東受信環境クリーン協議会 埼玉県連絡会 (NHKさいたま放送局内)	さいたま市浦和区常盤6-1-21	<u>048-833-2811</u>
東日本旅客鉄道(株)大宮支社	さいたま市大宮区錦町434-4	048-642- <u>7401</u>	東日本旅客鉄道(株)大宮支社	さいたま市大宮区錦町434-4	048-642- <u>7041</u>

新			旧		
別表第7（第21条関係）事務内容による担当課一覧			別表第7（第21条関係）事務内容による担当課一覧		
担当課	事	内	担当課	事	内
	務	容		務	容
建築課	・開発行為等事前協議申請に関する総合窓口 ・国土利用計画法に基づく届出に関する事	・開発許可、建築確認申請に関する事 ・用途地域及び地区計画に関する事	建築課	・開発行為等事前協議申請に関する総合窓口 ・国土利用計画法に基づく届出に関する事	・開発許可、建築確認申請に関する事 ・用途地域及び地区計画に関する事
街づくり課	・屋外広告物に関する事 ・都市景観に関する事 ・公有地の拡大の推進に関する法律に関する事 ・公園の新設に関する事	・駐車場法に関する事 ・土地区画整理事業地区内に関する事 ・ <u>立地適正化計画に関する事</u>	街づくり課	・屋外広告物に関する事 ・都市景観に関する事 ・公有地の拡大の推進に関する法律に関する事	・公園の新設に関する事 ・駐車場法に関する事 ・土地区画整理事業地区内に関する事
地域振興課	・行政区（自治会）に関する事	・集会施設の設置に関する事	地域振興課	・行政区（自治会）に関する事	・集会施設の設置に関する事
商工観光課	・工場の立地、店舗の出店に関する事		商工観光課	・工場の立地、店舗の出店に関する事	
安心安全課	・防犯灯、防犯対策に関する事 ・地域防災に関する事	・交通安全対策の調整に関する事 ・ <u>駐車場及び駐輪場に関する事</u>	安心安全課	・防犯灯、防犯対策に関する事 ・地域防災に関する事	・交通安全対策の調整に関する事
企画政策課	・市の総合振興計画及び調整に関する事		企画政策課	・市の総合振興計画及び調整に関する事	
財政課	・公有財産の管理に関する事	・行政界の確認に関する事	財政課	・公有財産の管理に関する事	・行政界の確認に関する事
福祉課	・福祉のまちづくり条例（ソフト）に関する事		福祉課	・福祉のまちづくり条例（ソフト）に関する事	
保育課	・簡易児童遊園の新設に関する事		保育課	・簡易児童遊園の新設に関する事	
高齢介護課	・高齢社会対策の総合的企画及び調整に関する事	・介護保険制度に関する事	高齢介護課	・高齢社会対策の総合的企画及び調整に関する事	・介護保険制度に関する事
環境課	・公害防止、環境保全に関する事 ・ごみ処理に関する事 ・ごみ集積所に関する事 ・土砂等による土地埋め立て等に関する事	・電波障害に関する事 ・緑化推進に関する事 ・公害に関する苦情及び相談等の処理に関する事	環境課	・公害防止、環境保全に関する事 ・ごみ処理に関する事 ・ごみ集積所に関する事 ・土砂等による土地埋め立て等に関する事	・電波障害に関する事 ・緑化推進に関する事 ・公害に関する苦情及び相談等の処理に関する事
農政課	・農業用排水路の新設、補修、改修、維持管理に関する事 ・農業用排水路への排水接続に関する事	・農用地除外に関する事 ・農道整備に関する事	農政課	・農業用排水路の新設、補修、改修、維持管理に関する事 ・農業用排水路への排水接続に関する事	・農用地除外に関する事 ・農道整備に関する事
道路課	・道路及び水路の新設、補修、改良、維持管理に関する事 ・道路及び水路の占用許可等に関する事 ・道路及び水路の境界確認に関する事 ・道路及び水路の帰属、移管に関する事 ・道路の後退に関する事	・河川（雨水流出抑制）に関する事 ・河川の補修、改良、管理、占用に関する事 ・交通安全施設、道路照明灯の設置に関する事 ・都市計画道路に関する事	道路課	・道路及び水路の新設、補修、改良、維持管理に関する事 ・道路及び水路の占用許可等に関する事 ・道路及び水路の境界確認に関する事 ・道路及び水路の帰属、移管に関する事 ・道路の後退に関する事	・河川（雨水流出抑制）に関する事 ・河川の補修、改良、管理、占用に関する事 ・交通安全施設、道路照明灯の設置に関する事 ・都市計画道路に関する事
下水道課	・公共下水道に関する事 ・下水道施設の新設、改良、管理に関する事 ・し尿処理（浄化槽設置）に関する事	・市街地排水路に関する事 ・農業集落排水に関する事 ・下水道施設の帰属、移管に関する事	下水道課	・公共下水道に関する事 ・下水道施設の新設、改良、管理に関する事 ・し尿処理（浄化槽設置）に関する事	・市街地排水路に関する事 ・農業集落排水に関する事 ・下水道施設の帰属、移管に関する事
水道課	・水道用水の供給に関する事 ・上水道施設の新設、改良、管理に関する事	・上水道施設の帰属、移管に関する事	水道課	・水道用水の供給に関する事 ・上水道施設の新設、改良、管理に関する事	・上水道施設の帰属、移管に関する事
教育総務課	・小、中学校の設置に関する事		教育総務課	・小、中学校の設置に関する事	
教育指導課	・通学路の安全指導に関する事		教育指導課	・通学路の安全指導に関する事	
学び支援課	・文化財保護に関する事	・埋蔵文化財に関する事	学び支援課	・文化財保護に関する事	・埋蔵文化財に関する事
農業委員会	・農地転用に関する事	・農地の埋め立てに関する事	農業委員会	・農地転用に関する事	・農地の埋め立てに関する事
埼玉東部消防組合（白岡消防署）	・ <u>消防用施設</u> に関する事	・ <u>消防隊の進入路</u> に関する事	埼玉東部消防組合（白岡消防署）	・ <u>消防施設</u> に関する事	・ <u>消防自動車の通行</u> に関する事

新			旧		
別表第8（第20条関係）要綱各条による担当課			別表第8（第20条関係）要綱各条による担当課		
	見出し	関係課等		見出し	関係課等
第1章第1条 第2条 第3条 第4条 第5条	(目的) (開発行為等の理念) (用語の定義) (適用の範囲) (適用の除外)		第1章第1条 第2条 第3条 第4条 第5条	(目的) (開発行為等の理念) (用語の定義) (適用の範囲) (適用の除外)	
第2章第6条 第7条 第8条 第9条 第10条 第11条 第12条 第13条 第14条 第15条 第16条 第17条	(事業者の責務) (事前協議) (協議結果の通知) (協議結果に対する回答) (開発行為等の変更) (取下げ等) (協議事項の承継) (近隣関係者及び利害関係者への説明) (計画概要の周知) (関係機関等との協議) (開発行為等の遵守事項) (開発行為等に関する予備調査)	◎建築課 " " " " " " " " " " "	第2章第6条 第7条 第8条 第9条 第10条 第11条 第12条 第13条 第14条 第15条 第16条 第17条	(事業者の責務) (事前協議) (協議結果の通知) (協議結果に対する回答) (開発行為等の変更) (取下げ等) (協議事項の承継) (近隣関係者及び利害関係者への説明) (計画概要の周知) (関係機関等との協議) (開発行為等の遵守事項) (開発行為等に関する予備調査)	◎建築課 " " " " " " " " " " "
第3章第18条 第19条 第20条 第21条 第22条 第23条 第24条 第25条 第26条 第27条 第28条 第29条 第30条 第31条	(区画面積の規模) (最低延床面積の規模) (造成高) (擁壁の設置) (官民境界確認の実施) (中高層建築物等) (建築協定及び地区計画等の推進並びに景観への配慮) (高齢者及び障害者等への配慮) (公害の防止) (農作物等への配慮) (防災行政無線子局) (地下埋設物に関する協議) (工事中の安全管理) (文化財の保護)	" " ◎建築課 ◎環境課 ◎農業委員会 ◎建築課 ◎財政課 ◎道路課 ◎上下水道課 ◎建築課 ○環境課 ◎建築課 ◎福祉課 ◎高齢介護課 ○建築課 ◎環境課 ◎農政課 ○環境課 ◎安心安全課 ◎道路課 ◎上下水道課 ◎上下水道課 ◎道路課 ◎教育指導課 ◎安心安全課 ◎学び支援課	第3章第18条 第19条 第20条 第21条 第22条 第23条 第24条 第25条 第26条 第27条 第28条 第29条 第30条 第31条	(区画面積の規模) (最低延床面積の規模) (造成高) (擁壁の設置) (官民境界確認の実施) (中高層建築物等) (建築協定及び地区計画等の推進並びに景観への配慮) (高齢者及び障害者等への配慮) (公害の防止) (農作物等への配慮) (防災行政無線子局) (地下埋設物に関する協議) (工事中の安全管理) (文化財の保護)	" " ◎建築課 ◎環境課 ◎農業委員会 ◎建築課 ◎財政課 ◎道路課 ◎上下水道課 ◎建築課 ○環境課 ◎建築課 ◎福祉課 ◎高齢介護課 ○建築課 ◎環境課 ◎農政課 ○環境課 ◎安心安全課 ◎道路課 ◎上下水道課 ◎上下水道課 ◎道路課 ◎教育指導課 ◎安心安全課 ◎学び支援課

新			旧		
第4章第32条	(公共施設及び公益施設の整備)	◎建築課 ◎教育総務課 ◎地域振興課 ◎道路課 ◎建築課 ◎農政課 ◎埼玉東部消防組合	第4章第32条	(公共施設及び公益施設の整備)	◎建築課 ◎教育総務課 ◎地域振興課 ◎道路課 ◎建築課 ◎農政課 ◎埼玉東部消防組合
第33条	(道路)	◎道路課 ◎安心安全課	第33条	(道路)	◎道路課 ◎安心安全課
第34条	(交通安全施設及び防犯施設)	◎道路課 ◎安心安全課	第34条	(交通安全施設及び防犯施設)	◎道路課 ◎安心安全課
第35条	(河川及び水路)	◎農政課 ◎上下水道課	第35条	(河川及び水路)	◎農政課 ◎上下水道課
第36条	(上水道)	◎上下水道課	第36条	(上水道)	◎上下水道課
第37条	(排水)	◎道路課 ◎農政課 ◎建築課 ◎上下水道課	第37条	(排水)	◎道路課 ◎農政課 ◎建築課 ◎上下水道課
第38条	(下水道)	○環境課	第38条	(下水道)	○環境課
第39条	(雨水流出抑制)	◎上下水道課 <u>◎道路課</u> <u>◎建築課</u>	第39条	(雨水流出抑制)	◎上下水道課 <u>◎道路課</u> <u>◎建築課</u>
第40条	(公園、緑地、広場)	◎街づくり課	第40条	(公園、緑地、広場)	◎街づくり課
第41条	(緑化)	◎保育課 ◎環境課 ◎農政課	第41条	(緑化)	◎保育課 ◎環境課 ◎農政課
第42条	(駐車場及び駐輪場)	○建築課 ◎安心安全課 <u>◎街づくり課</u>	第42条	(駐車場及び駐輪場)	○建築課 ◎安心安全課 <u>◎街づくり課</u>
第43条	(ごみ集積所)	◎環境課	第43条	(ごみ集積所)	◎環境課
第44条	(消防)	◎埼玉東部消防組合	第44条	(消防)	◎埼玉東部消防組合
第45条	(その他公益施設)	◎地域振興課	第45条	(その他公益施設)	◎地域振興課
第46条	(帰属又は移管)	◎教育総務課	第46条	(帰属又は移管)	◎教育総務課
第47条	(維持管理)	◎建築課	第47条	(維持管理)	◎建築課
第5章第48条	(委任)	◎関係各課等	第5章第48条	(委任)	◎関係各課等

* ◎印については、担当課を示す。 ○印については、関係課を示す。

* ◎印については、担当課を示す。 ○印については、関係課を示す。

